

**令和 2 年度 海外の中小企業・小規模事業者に関する制度及び統計調査
報告書**

令和 3 年 3 月

MRI株式会社三菱総合研究所

目次

1	各国の概況.....	2
1.1	EU	2
1.2	イギリス.....	4
1.3	フランス.....	6
1.4	ドイツ.....	8
1.5	アメリカ	10
1.6	中国	12
1.7	イタリア	14
1.8	ロシア.....	16
1.9	サウジアラビア	18
2	施策等の国別比較.....	20
2.1	中小企業の定義.....	20
2.2	個別施策.....	22
2.2.1	金融支援	22
2.2.2	創業・ベンチャー支援.....	29
2.2.3	事業承継支援、事業再生支援、廃業支援	32
2.2.4	地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、企業・人材の地方分散、イノベーション促進、商店街振興、N P O 支援、都市政策、その他）	34
2.2.5	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業への支援.....	38
3	中小企業実態の国別比較	50
3.1	全企業数に占める中小企業の割合.....	50
3.2	全従業者数に占める中小企業の従業者数の割合	51
3.3	付加価値額合計に占める中小企業付加価値額の割合.....	53
3.4	中小企業の従業者 1 人当たりの付加価値額	54
3.5	中小企業の売上高営業利益率（収益性）	55

1 各国の概況

1.1 EU

1.1.1 基礎情報

中小企業の定義 ¹	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中企業	250 人未満	5,000 万 ユーロ以下	4,300 万 ユーロ以下	・大企業の出資比率が25%以下。 ・(A) (B) のいずれかを満たせばよい。
	小企業	50 人未満	1,000 万 ユーロ以下	1,000 万 ユーロ以下	
	小規模企業	10 人未満	200 万 ユーロ以下	200 万 ユーロ以下	
基本データ	1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合			25,032,008 社 99.8%	2018 年
	2. 中小企業の従業者数、その全企業に占める割合			97,738 千人 66.6%	2018 年
	3. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合			4,357,046 百万ユーロ 56.4%	2018 年
	4. 中小企業の売上高、その全企業に占める割合			14,974,326 百万ユーロ 50.1%	2018 年
	5. 開廃業率			—	—
	< 中小企業の収益性 >			—	—
	6. 売上高営業利益率			—	—
	< 中小企業の安全性 >			—	—
	7. 自己資本比率			—	—
	< 中小企業の生産性 >			—	—
	8. 従業者 1 人当たり付加価値額			—	—
	< 中小企業の成長性 >			—	—
	9.1 前年比増収率			—	—
	< 中小企業の成長性 >			—	—
	9.2 売上高研究開発費率			—	—
10. 中小企業に対する融資額、その全企業に占める割合			—	—	
11. 有効求人倍率			—	—	
12. 失業率			—	—	

出所：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局「中小企業パフォーマンスレビュー」、欧州委員会統計局（Eurostat）「構造的企業統計」

¹ 2005年に、公共支援を必要とする中小企業が定義されることを目的として新定義を導入。新定義では、中小企業を自立型企業、パートナー型企業、連結型企業の3種類に分類。分類方法により年間売上高、年次総資産、資本関係の計算方法が異なる。欧州領域で増えつつある小規模事業者の発展も目的とする。これにはフリーランスおよび自営業ベースで働く個人も含まれる。

1.1.2 中小企業支援の概要²

(1) 中小企業支援に関する根拠法令と支援体制

2005年に欧州連合は、1996年の定義を更新する新たな中小企業の定義を導入した。新中小企業定義（User Guide to the SME Definition）と呼ばれるガイドラインによると、中小企業を自立型企业（Autonomous Enterprise）、パートナー型企业（Partner Enterprise）、連結型企业（Linked Enterprise）の3種類に分類している。これは企業間の様々な関係を考慮し、真に公共支援を必要とする中小企業が支援を受けられることができるようにする意図がある。また、欧州領域で増えつつある小規模事業者の発展も目的とする。これにはフリーランスや自営業で働く個人も含まれる。定義を更新することで、地域ファンドやベンチャー・キャピタル、エンジェル投資家等による企業へのエクイティ投資を促進し、資金調達を支援する狙いがある。また、地方自治体に対しても支援を必要とする中小企業を対象とした補助金の交付を促進する。

政策を立案するのは域内市場・産業・起業・中小企業総局である。

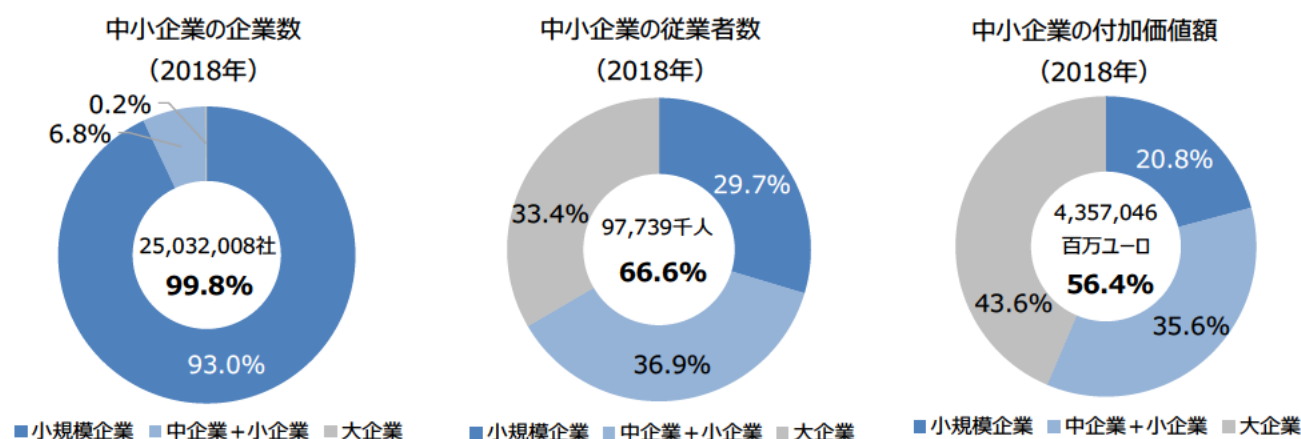
(2) 中小企業支援の方向性

中小企業支援施策の多くは、2008年に発表された「小企業議定書（Small Business Act、以下、SBA）」の方針に従って策定されてきた。SBAは、2011年に「欧州2020戦略（Europe 2020 Strategy）」の一部に統合され、この戦略中の7つの欧州2020フラッグシップ・イニシアティブ³のうち6つは、中小企業の持続的成長を支援することを目的としている。

2020年3月に発表された持続可能でデジタルな欧州のための中小企業戦略（SME Strategy for a sustainable and digital Europe）は2000年6月に決議された欧州小企業憲章（European Charter for Small Enterprise）を置き換えるものである。同戦略は、持続可能なビジネスを実践する中小企業とデジタル技術を採用する中小企業を大幅に増加させることを目指している。戦略は、以下の3つの柱に基づいて行動を推進する。

- キャパシティ・ビルディングと持続可能性とデジタル化への移行支援
- 規制負担の軽減と市場アクセスの改善
- 金融へのアクセス改善

(3) 中小企業の実態



出所：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局「中小企業パフォーマンスレビュー」、Eurostat「構造的企業統計」

² 参考文献：欧州委員会のウェブサイト、EUの法律に関するポータルサイト

³ 7つのフラッグシップ・イニシアティブとは、(1)欧州デジタル・アジェンダ（A Digital Agenda for Europe）、(2)イノベーション・ユニオン（Innovation Union）、(3)移動する若者（Youth on the Move）、(4)資源効率の高い欧州（A Resource-efficient Europe）、(5)グローバル時代の産業政策（An industrial policy for the globalisation era）、(6)新しいスキルと職のためのアジェンダ（an Agenda for New Skills and Jobs）、(7)貧困対策のための欧州基盤（European platform against poverty）である。

1.2 イギリス

1.2.1 基礎情報

中小企業の定義 ⁴	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中企業	250 人以下	3,600 万 ポンド以下	1,800 万 ポンド以下	・場合により EU 定義と併用（小規模企業は欧州統計局の定義）。 ・中企業、小企業とも年間売上高、年次総資産、従業員の項目のうち少なくとも 2 つを満たすこと。
	小企業	50 人以下	1,020 万 ポンド以下	510 万 ポンド以下	
	小規模企業	10 人未満	200 万 ユーロ以下	200 万 ユーロ以下	
基本データ	1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合		5,972,685 社 99.9%		2020 年
	2. 中小企業の従業者数、その全企業に占める割合		16,837 千人 60.7%		2020 年
	3. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合		641,001 百万ユーロ 49.4%		2018 年
	4. 中小企業の売上高、その全企業に占める割合		2,270,230 百万ポンド 52.2%		2020 年
	5. 開廃業率		全企業の廃業率：11.2% 全企業の開業率：13.0%		2019 年
	＜中小企業の収益性＞		—		—
	6. 売上高営業利益率		—		—
	＜中小企業の安全性＞		—		—
	7. 自己資本比率		—		—
	＜中小企業の生産性＞		中企業 62.1 千ユーロ 小規模企業 66.0 千ユーロ		2018 年
	8. 従業者 1 人当たり付加価値額		—		—
	＜中小企業の成長性＞		—		—
	9.1 前年比増収率		—		—
	＜中小企業の成長性＞		—		—
	9.2 売上高研究開発費率		—		—
	10. 中小企業に対する融資額、その全企業に占める割合		月間平均新規融資額(小企業) 633.3 百万ポンド 月間平均新規融資額(中企業) 1,100 百万ポンド		2017 年第 1 四半期
	11. 有効求人倍率		3.1%		2020 年 9－11 月
	12. 失業率		5.0%		2020 年 9－11 月

出所：ビジネス・エネルギー・産業戦略省「イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース」、欧州委員会統計局（Eurostat）「構造的企業統計」、国家統計局「企業統計データ」「英国労働市場」、イギリス銀行家協会「中小企業統計データ」

⁴ 根拠法令：1985 年会社法、2006 年会社法

1.2.2 中小企業支援の概要

(1) 中小企業支援に関する根拠法令と支援体制

中小企業のみを対象とした基本法は存在せず、会社法（2006 年会社法）の中で中小企業の定義が定められている。ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）では、統計上の中小企業の定義について記載があり、統計上は従業員数が 250 人未満の企業としている。なお、BEIS の中小企業に関する統計によると、自営業者のパートナーシップ（self-employed partnership）⁵と個人事業者（sole proprietorship）は企業に含まれる。

2016 年の組織改編によりビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）が発足している。7 名の大臣が同省のガバナンスを構成しており、うち中小企業・消費者・労働市場大臣が主に中小企業支援を担当する。

中小企業を含む企業の支援等の情報は、内閣府に新設された政府デジタルサービス（GDS）が運営するポータルサイト GOV.uk に掲載されている。⁶

(2) 中小企業支援の方向性

2010 年の政権交代を契機に中小企業政策を抜本的に見直すため「ヤング報告書」が 4 年にわたり毎年発行され、この報告書での提言を踏まえ、「2015 年中小企業、企業家精神、雇用法」⁷が成文化された。

地域開発は、2000 年代の RDA（地域開発庁）主導から、2010 年代は地方自治体と民間企業のパートナーシップに基づく LEP に代わり、ここでは民主導で地域開発政策と中小企業政策を一体的に取り組む形がとられている。⁸

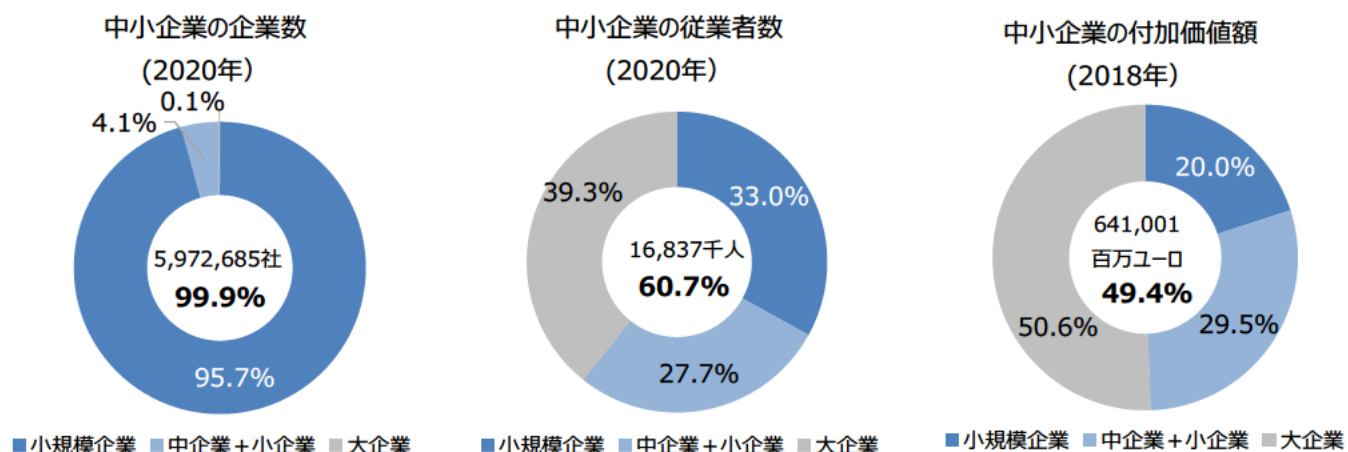
BEIS は 2017 年に生産性と収益力を高めるための産業戦略「未来に適合するイギリスの構築」を発表し、そこで、「イギリスを未来の産業の中心に据える」ための 4 つの産業分野として、以下を挙げている。

- AI とデータ経済
- クリーンな成長
- モビリティの未来
- 高齢化社会

ここでは、政策立案の焦点となる 5 つの生産基盤を「アイデア」「人材」「インフラ」「ビジネス環境」「地域」としている。

なお、COVID-19 の大流行を背景に、雇用維持、若年層雇用促進のための「2020 年の雇用計画」を発表している。

(3) 中小企業の実態



出所：ビジネス・エネルギー・産業戦略省「イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース」、欧州委員会統計局（Eurostat）「構造的企業統計」

⁵ 事業組合を意味し、自営業者は共同事業のパートナー（組合員）となることが可能である。

⁶ 中小企業支援を含む企業の支援を担っていたビジネス・リンクは、運営コスト削減や情報へのアクセス簡素化に向け2012年に廃止された。

⁷ Small Business, Enterprise and Employment Act 2015 (SBEAA)

⁸ 国土交通省「各国の国土政策の概要」（<https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/uk/index.html>（2021年3月4日閲覧））、藤野洋「欧州における地域活性化のための中小企業政策—英国の政策・企業法制を中心に—」『商工金融』2016年4月号

1.3 フランス

1.3.1 基礎情報

中小企業の定義 ⁹	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	【参考】 中規模企業	5,000 人 未満	15 億 ユーロ以下	20 億 ユーロ以下	・ (A) (B) のいずれかを満たせばよい。 ・ 中小、小規模は EU 定義準拠。 ・ 中規模企業 (ETI) は中小企業の定義の範囲外。
	中小企業	250 人 未満	5,000 万 ユーロ以下	4,300 万 ユーロ以下	
	小規模企業	10 人 未満	200 万 ユーロ以下	200 万 ユーロ以下	
基本データ	1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	3,849,130 社 99.8%			2017 年
	2. 中小企業の従業者数、その全企業に占める割合	6,328 千人 ¹⁰ 48.7%			2017 年
	3. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	501,714 百万ユーロ 43.2%			2017 年
	4. 中小企業の売上高、その全企業に占める割合	1,446,917 百万ユーロ 36.8%			2017 年
	5. 開廃業率	【参考】 小規模企業の開業件数： 520.3 千社			2019 年
	< 中小企業の収益性 > 6. 売上高営業利益率	6.7%			2018 年
	< 中小企業の安全性 > 7. 自己資本比率	41.1%			2019 年
	< 中小企業の生産性 > 8. 従業者 1 人当たり付加価値額	79 千ユーロ/人			2017 年
	< 中小企業の成長性 > 9.1 前年比増収率	5.3%			2018/2017 年
	< 中小企業の成長性 > 9.2 売上高研究開発費率	9.1%			2017 年
	10. 中小企業に対する融資額、その全企業に占める割合	5,587.45 億ユーロ 37.5%			2020 年 6 月
	11. 有効求人倍率	3.3%			2020 年第 4 四半期
	12. 失業率	9.0%			2020 年

出所：公的投資銀行（Bpifrance）中小企業観測チーム「中小企業報告書－中小企業の発展に関する報告書」、フランス銀行「フランスにおける企業の状況：フランス銀行ブルタン（1 月－2 月号）」「ウェブ統計データベース」、国立統計経済研究所（INSEE）「開業データ」「性別および年齢別の失業率」、フランス労働・雇用・職業教育・労使対話省「月間雇用統計」

⁹ 根拠法令：2008 年 12 月 18 日付デクレ（政令）第 2008－1354 号第 3 条

¹⁰ 従業者数はフルタイム換算した雇用者数である。

1.3.2 中小企業支援の概要¹¹

(1) 中小企業支援に関する根拠法令と支援体制

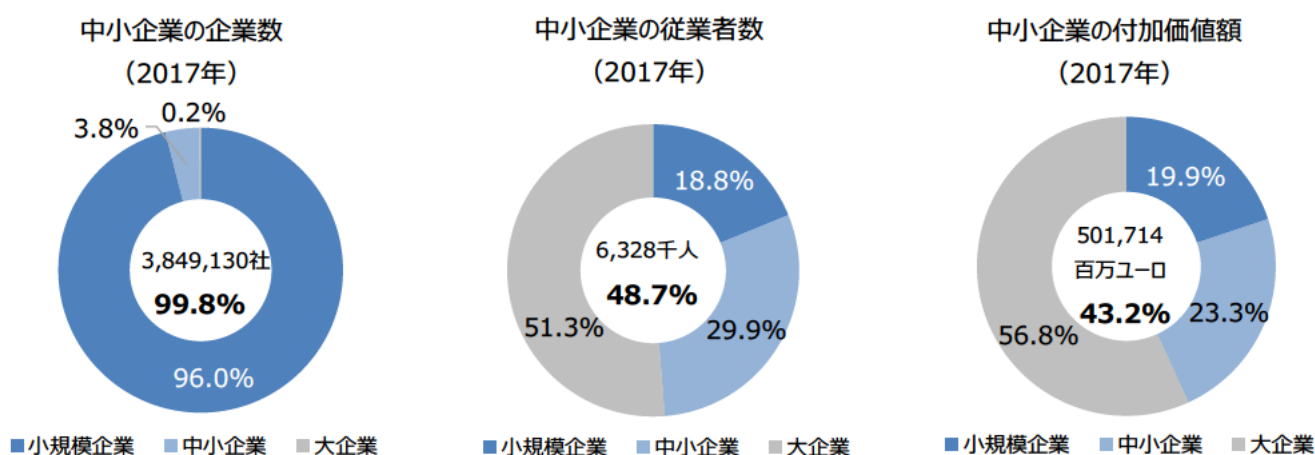
フランスにおける中小企業（Petites et Moyennes Entreprises : PME）の定義は、2008 年 8 月 4 日法第 2008-776 号第 51 条、および当該法律を受けた、2008 年 12 月 18 日付デクレ（政令）第 2008-1354 号第 3 条により①小規模企業(micro-entreprise)、②中小企業(PME)と定められており、さらに中小企業の定義には入らないが、③中規模企業（ETI）も定められている。また、2019 年 5 月に公布された、企業の成長と変革に関する法律第 2019-486 号第 47 条によって、中小企業（PME）とは別の新たなカテゴリーである「中企業」（moyenne entreprise : ME）¹²が、会計上の処理を簡素化することを目的として加えられた。

中小企業関連の政策はフランス経済・財務省の管轄下にあり、2014 年に競争力・産業・サービス総局（Direction générale de la compétitivité, de l'industrie et des services : DGCIS）を引き継いだ企業総局（Direction Générale des Entreprises : DGE）が取り仕切っている。国際競争が激化する中、2019 年 9 月、企業総局は行動力強化のためプロジェクト運営を中心とする組織変革を行った。政策実施機関のうち公的機関としては、フランス政府と預金供託公庫（Caisse des Dépôts et Consignations : CDC）の折半出資により、2013 年に設立された公的投資銀行（Bpifrance）、2015 年に対仏投資庁とフランス企業振興機構が統合したビジネスフランス（Business France）などがある。

(2) 中小企業支援の方向性

「中小企業向け対策ガイドブック（2020 年 12 月発表）」では、①企業がエコロジカルな移行と脱炭素化を開始できるように支援、②デジタル移行の開始、③イノベーション能力の強化、④フランスへの投資や輸出能力の開発、⑤新しいスキルの採用や雇用の維持、⑥企業の伸びを加速させるといった施策が挙げられている。首相の直接管轄下である投資総合事務局（Secrétariat général pour l'investissement : SGPI）が 2020 年 9 月に策定した「第 4 次未来投資計画（PIA4）」では、5 年間で 200 億ユーロの予算で、優先投資戦略を定義し、経済と社会の過渡的な課題に対応した例外的な投資に資金を供給する。この計画において、①グリーンイノベーションと技術の開発、②経済的回復力を目指す戦略的優先的投資、③高等教育、研究、イノベーションのエコシステムの支援が挙げられており、これらに取り組む中小企業は支援対象とされている。

(3) 中小企業の実態



¹¹ 参考文献：フランス経済金融省のウェブサイト、COFACEのウェブサイト

¹² MEは以下に示す条件のうち2項目までを満たすもの：貸借対照表の総額が2,000万ユーロ、純売上高が4,000万ユーロ、雇用給与者数が250人未満

1.4 ドイツ

1.4.1 基礎情報

中小企業の定義 ¹³	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中小企業	500 人未満	5,000 万 ユーロ以下	—	・小規模企業、小企業は EU の定義と一致。 ・中小企業は EU の定義とボン中小企業研究所(IfM)の定義(従業員数 500 人未満、年間売上高 5,000 万ユーロ以下))を併用。
	小企業	50 人未満	1,000 万 ユーロ以下	1,000 万 ユーロ以下	
	小規模企業	10 人未満	200 万 ユーロ以下	200 万 ユーロ以下	
基本データ	1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	(EU 定義)3,461,555 社 99.4%			2018 年
	2. 中小企業の従業者数、その全企業に占める割合	(IfM 定義)17,768 千人 57.6%			2018 年
	3. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	(EU 定義)797,991 百万ユーロ 43.0%			2018 年
	4. 中小企業の売上高、その全企業に占める割合	(IfM 定義)2,397 十億ユーロ 34.4%			2018 年
	5. 開廃業率	【参考】開業数：269,946 社 廃業数：291,039 社			2018 年
	＜中小企業の収益性＞ 6. 売上高営業利益率	【参考】税引前利益率 6.3%			2018 年
	＜中小企業の安全性＞ 7. 自己資本比率	29.2%			2018 年
	＜中小企業の生産性＞ 8. 従業者 1 人当たり付加価値額	小規模企業：35,821 ユーロ 小企業：44,482 ユーロ (EU 定義)中企業：55,077 ユーロ			2018 年
	＜中小企業の成長性＞ 9.1 前年比増収率	(IfM 定義)2.8%			2018 年
	＜中小企業の成長性＞ 9.2 売上高研究開発費率	【参考】(企業全体)：研究開発費 社内 687.9 億ユーロ 外注 195.0 億ユーロ			2017 年
	10. 中小企業に対する融資額、その全企業に占める割合	短期債務残高 1302 億ユーロ 60.9% 長期債務残高 1759 億ユーロ 54.1%			2018 年
	11. 有効求人倍率	22.8%			2020 年
	12. 失業率	5.9%			2020 年

出所：ボン中小企業研究所「ビジネスレジスターによる産業区分別中小企業（IfM 定義）」「ビジネスレジスターによる産業区分別中小企業（IfM 定義）の社会保険加入義務従業者数」「ビジネスレジスターによる産業区分別 IfM 定義による中小企業の売上」「産業区分システム 2008 年版による事業設立および事業清算数」「経済界の社内研究開発経費および外注研究開発経費」、ドイツ連邦銀行「事業決算統計（推定値）2020 年 12 月 統計特別シリーズ」、ドイツ連邦統計局「GENESIS オンラインデータバンク」

¹³ ドイツ連邦として定める「中小企業」に関する基本法はなく、各連邦州で「中小企業振興法」等の定められている場合が多い。

1.4.2 中小企業支援の概要¹⁴

(1) 中小企業支援に関する根拠法令と支援体制

経済エネルギー省（Bundesministerium für Wirtschaft und Energie：BMWi）は政策分野を経済、エネルギー、産業、ミッテルシュタント、職業人材育成、貿易、イノベーション、デジタル化に大別している。ミッテルシュタント分野の中で中小企業政策を担当している。

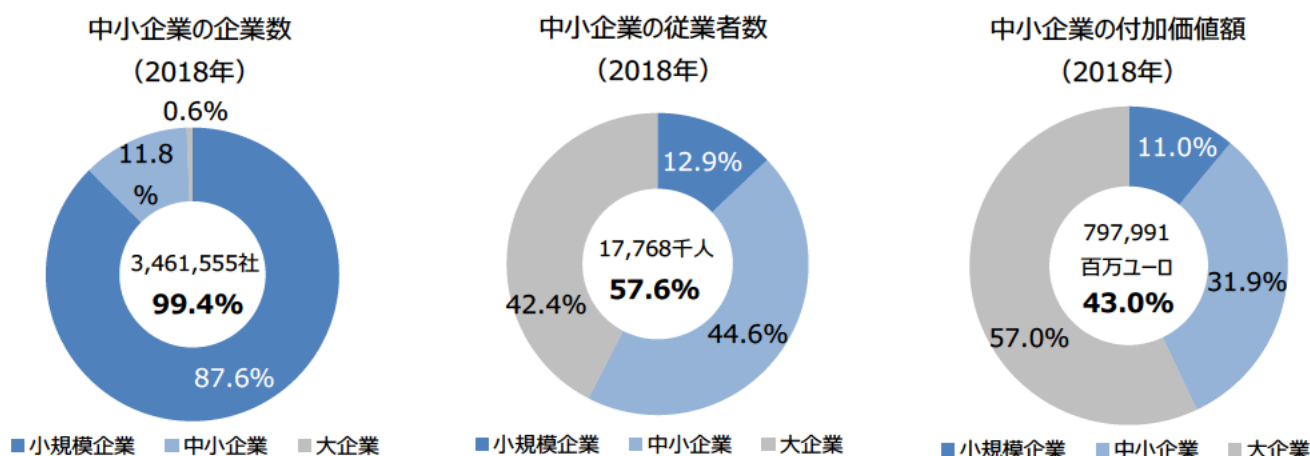
連邦政府および州政府の出資（出資比率：連邦 80%、州 20%）を受けた政策的金融機関であるドイツ復興金融公庫（KfW）が、連邦政府の委託により全国レベルで助成プログラムを運営している。また、16 の連邦州は独自の州開発銀行（Landesfördebank）に州内を対象とした助成プログラムの運営を委託している。このほか、中小企業支援機関として、ドイツ商工会議所連合会（DIHK）、ドイツ商工会議所（IHK）、ドイツ在外商工会議所（AHK）、ドイツ手工業者中央連盟（ZDH）ドイツ貿易・投資振興機関（GTAI）などが挙げられる。

(2) 中小企業支援の方向性

経済エネルギー省（BMWi）のミッテルシュタント政策は現在、行政手続きの負担軽減、資金調達支援、起業、専門人材確保、観光政策に分かれて推進されている。

BMWi は 2019 年 10 月、「価値の評価、強靱化、負担軽減（Wertschätzung – Stärkung – Entlastung）」をスローガンに掲げる新ミッテルシュタント（中小企業）戦略を打ち出した。経済成長が減速する中で、強靱な中小企業層を形成するための成長政策が必要であるとして、中小企業の負担軽減と広範な行政手続き削減を戦略の第一課題に掲げている。課題とする施策として、法人税改正、事業関連書類の保管義務期限や雇用に関わる負担軽減を挙げている。その第一の措置として、2020 年 1 月 1 日付で第 3 次行政手続き軽減法（Das Dritte Bürokratieentlastungsgesetz：MEGIII）が施行された。申請手続きのデジタル化などの措置により、企業全体で推定年間 11 億ユーロの節約となり、中小企業にとって大きな負担軽減となると見込んでいる。

(3) 中小企業の実態



注：従業者（Beschäftigte）は社会保険加入義務のある被雇用者を指す。

出所：ボン中小企業研究所「ビジネスレジスターによる産業区分別中小企業（IfM 定義）」「ビジネスレジスターによる産業区分別中小企業（IfM 定義）の社会保険加入義務従業者数」、ドイツ連邦統計局「GENESIS オンラインデータバンク」

¹⁴ 参考文献：ドイツ連邦経済エネルギー省のウェブサイト

1.5 アメリカ

1.5.1 基礎情報

中小企業の定義 ¹⁵	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中小企業 (製造業)	過去 12 か月間 500 人以下	—	—	・左記は SBA の基準：左記に加え、営利事業等の事業要件がある。 ・SBA の基準に対して例外が多岐にわたり、かつ、その基準値は毎年改正される可能性がある
	中小企業 (非製造業)	—	年間平均収入額 750 万ドル以下	—	
基本データ	1. 中小企業の企業数 ¹⁶ 、その全企業数に占める割合			5,976,761 社 99.7%	2017 年
	2. 中小企業の従業者数 ¹⁷ 、その全企業に占める割合			60,556 千人 47.1%	2017 年
	3. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合			5,927,400 百万ドル 43.5%	2014 年
	4. 中小企業の売上高、その全企業に占める割合			35.6%	2017 年
	5. 開廃業率		中小企業の開業率(事業所ベース) 10.7% 中小企業の廃業率(事業所ベース) 9.5%		2016 年
	<中小企業の収益性> 6. 売上高営業利益率			9.3% (製造業)	2020 年第 3 四半期
	<中小企業の安全性> 7. 自己資本比率			52.2% (製造業)	2020 年第 3 四半期
	<中小企業の生産性> 8. 従業者 1 人当たり付加価値額			102.6 千ドル	2014 年
	<中小企業の成長性> 9.1 前年比増収率			-9.5% (製造業)	2019 年
	<中小企業の成長性> 9.2 売上高研究開発費率			8.0%	2018 年
	10. 中小企業に対する融資額、その全企業に占める割合			18.9%	2019 年
	11. 有効求人倍率			—	—
	12. 失業率			—	—

出所：国勢調査局「合衆国事業体統計」中小企業庁助成政策審議局「中小企業の GDP 1998-2014 年」「開廃業による企業規模別・主要業種別企業数および雇用数の変化」「規模別の民間企業、事業所、雇用、年間賃金および収入 1988 年～2011 年」「アメリカにおける中小企業融資 2019 年」、商務省「四半期財務報告」、全米科学財団「企業の研究開発調査」

¹⁵ 根拠法令：中小企業法

¹⁶ 非雇用企業を含まない。

¹⁷ 被雇用者を指す。

1.5.2 中小企業支援の概要¹⁸

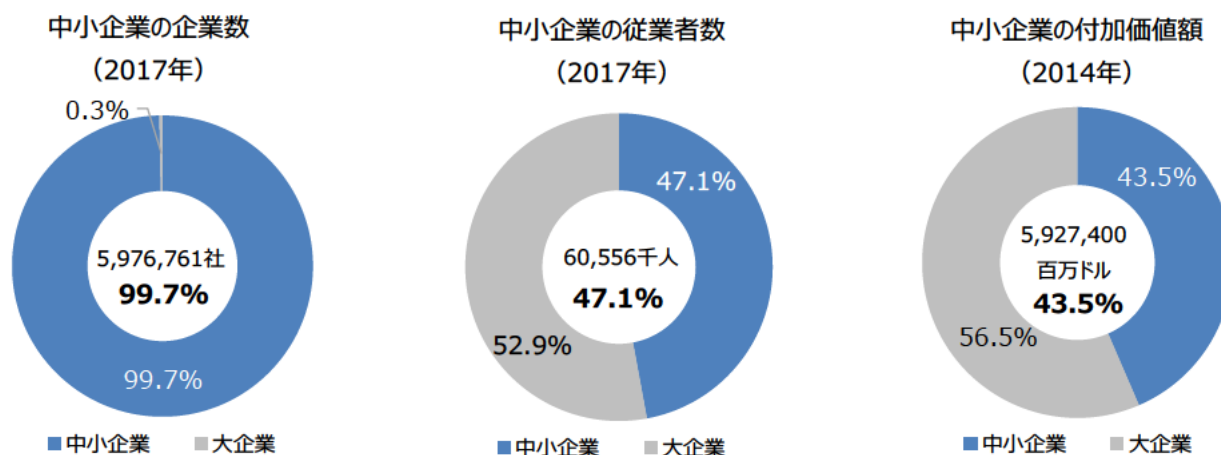
(1) 中小企業支援に関する根拠法令と支援体制

アメリカの中小企業を概念的に定義するのは「中小企業法（Small Business Act）」である。アメリカ中小企業庁（Small Business Administration : SBA）は中小企業法に基づいて設立された連邦の独立機関である。中小企業のために救援・助言・支援・保護等の措置を講じ、自由な、競争力のある企業活動を保護し、国家全体の経済を維持・強化するため、各種施策の立案・実施を担っている。

(2) 中小企業支援の方向性

SBA は 4 年ごとに戦略計画を提出しており、2020 年現在は「SBA 2018-2022 年度戦略計画（Small Business Administration Strategic Plan Fiscal Years 2018-2022）」に基づいて、SBA プログラムを設計・運営している。SBA としては、「中小企業の収益強化および雇用増加」「起業家のための健全なエコシステムの構築および事業に適した環境の創造」「災害後における中小企業とそのコミュニティの復元」「中小企業に対する SBA の機能増強」の 4 つの戦略目標を掲げている。

(3) 中小企業の実態



注：非雇用企業を含まない。従業者は被雇用者を指す。

出所：国勢調査局「合衆国事業体統計」中小企業庁助成政策審議局「中小企業の GDP 1998-2014 年」

¹⁸ 参考文献：SBAのウェブサイト、サプライヤペイ・イニシアティブのウェブサイト、内国歳入庁（IRS）ウェブサイト

1.6 中国

1.6.1 基礎情報

中小企業の定義 ¹⁹	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中型企業	1,000 人未満	4 億元未満		・業種別に中小企業の定義が定められている。 ・左記は工業の基準。
	小型企業	300 人未満	2,000 万元未満		
	微型企業	20 人未満	300 万元未満		
基本データ	1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合			366,516 社 97.7% (工業・規模以上 ²⁰ 企業のみ)	2018 年
	2. 中小企業の従業者数、その全企業に占める割合			55,559 千人 66.5% (工業・規模以上企業のみ)	2018 年
	3. 中小企業の常用雇用者数、その全企業に占める割合			—	—
	4. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合			—	—
	5. 中小企業の売上高、その全企業に占める割合			590,312 億元 56.2% (工業・規模以上企業のみ)	2018 年
	6. 開廃業率			—	—
	＜中小企業の収益性＞ 7.1 売上高営業利益率			6.0% (工業・規模以上企業のみ)	2017 年
	＜中小企業の収益性＞ 7.2 黒字赤字比率			—	—
	＜中小企業の安全性＞ 8. 自己資本比率			44.7% (工業のみ)	2017 年
	＜中小企業の生産性＞ 9. 従業者 1 人当たり付加価値額			—	—
	＜中小企業の成長性＞ 10.1 前年比増収率			—	—
	＜中小企業の成長性＞ 10.2 売上高研究開発費率			工業企業 R&D 比率： 4.9%	2018 年
	11. 中小企業に対する融資額、その全企業に占める割合			小微企業への貸付残高： 11.6 万億元 7.6%	2019 年末
	12. 有効求人倍率			—	—
	13. 失業率			城鎮失業率 ²¹ ：3.6%	2019 年

出所：国务院全国経済センサスグループ事務局「全国経済センサス」、中華人民共和国国家統計局「中国工業統計」、中国人民銀行「中国人民銀行 2019 年報」

¹⁹ 中小企業分割型標準規定

²⁰ 2007年～2010年までは年間主営売上高500万元以上の工業企業、2011年以降は年間主営売上高2,000万元以上の工業企業

²¹ 都市((農民戸籍を有する人口を除外した)都市戸籍を有する人口)における失業率

1.6.2 中小企業支援の概要

(1) 中小企業支援に関する根拠法令と支援体制

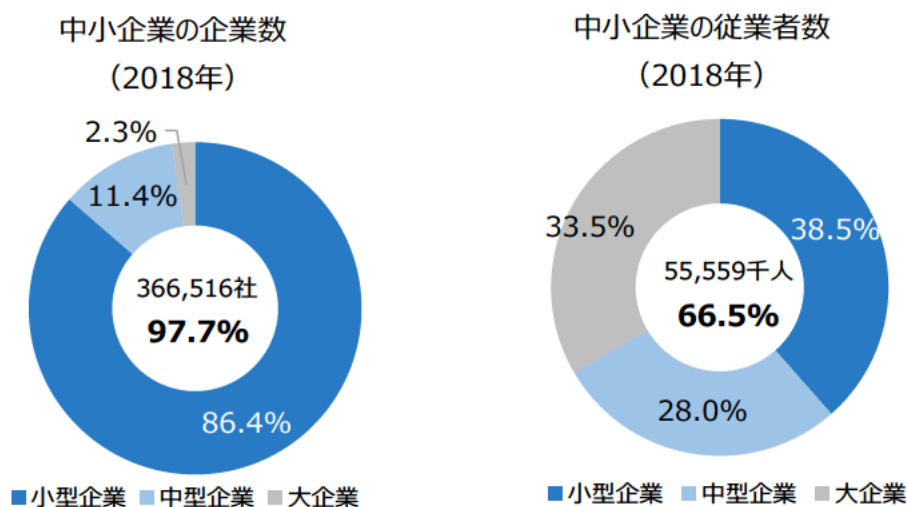
中国国家统计局は、国家工業情報化部、国家统计局、国家発展改革委員会、財政部と共同で制定した《中小企業分類基準の発行に関する通知》および《国家経済産業分類》に基づき、2018年1月3日「大、中、中小、零細企業統計に係る分類」を公表した。中小企業は、引き続き、中型企業、小型企業、微型企業に区分されている。

中小企業に関する政策立案機関として「中小企業司」があり、1998年7月、「国家経済貿易委員会」が設立されたことにより、その傘下に配置されたが、その後の行政改革、政府組織構造改革により、「工業情報化部」の傘下に組織変更され現在に至っている。また、政策実施機関として、中小企業発展促進センターが1986年に設立された。同センターでは、中小企業経営者を対象としたフェアやフォーラムの開催、人材育成研修、「中小企業年鑑」の編集、業種別の各種手続きマニュアルの作成等、実務者に向けた情報・サービス提供を行っている。

(2) 中小企業支援の方向性

中国政府として、経済発展において中小企業の重要性を強く認識し、個別の施策を講じているものの、中小企業政策の全体像や方向性に係る政府方針は明示化されていない。なお、中小企業司の業務としては、①中小企業の公平な競争、共同の発展を促すこと、②中小企業の発展に向けてマクロの面からの指導と支援に注力すること、③中小企業のサービスシステムを健全化・充実させること、④中小企業および非国有経済の発展における問題解決に取り組むことなどが挙げられている。

(3) 中小企業の実態



注：「規模以上」工業企業

出所：国務院全国経済センサスグループ事務局「全国経済センサス」

1.7 イタリア

1.7.1 基礎情報

中小企業の定義	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中企業	250 人未満	5,000 万 ユーロ以下	4,300 万 ユーロ以下	・大企業の出資比率が25%以下 ・(A) (B) のいずれかを満たせばよい。
	小企業	50 人未満	1,000 万 ユーロ以下	1,000 万 ユーロ以下	
	小規模企業	10 人未満	200 万 ユーロ以下	200 万 ユーロ以下	
基本データ	1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合			4,400,484 社 99.9%	2018 年
	2. 中小企業の従業者数、その全企業に占める割合			13,368 千人 77.3%	2018 年
	3. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合			525,854 百万ユーロ 65.2%	2018 年
	4. 中小企業の売上高、その全企業に占める割合			2,003,814 百万ユーロ 63.9%	2018 年
	5. 開廃業率※1			全企業の開業率：7.1% 全企業の廃業率：7.4%	2018 年 (推定値)

出所：イタリア国立統計研究所「企業構造統計」「企業の競争力」「企業動態統計」

※1 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

1.7.2 中小企業支援の概要²²

(1) 中小企業支援に関する根拠法令と支援体制

イタリアの中小企業の定義は 2005 年 1 月以降、欧州連合の定義（（2003/361/CE））に一本化された。これは、EU による 2003 年 5 月 6 日付「零細企業および中小企業の定義に関する欧州委員会勧告」に定める定義との統一化を図るものである。

政策立案機関としては、経済開発省が中心的な役割を担う。また、2009 年の「財政連邦主義」法律第 42 号法により、地方政府でも歳出入の大幅な拡大が可能となり、地域ごとに経済開発等に関する政策を立案、実施する能力が高まった。

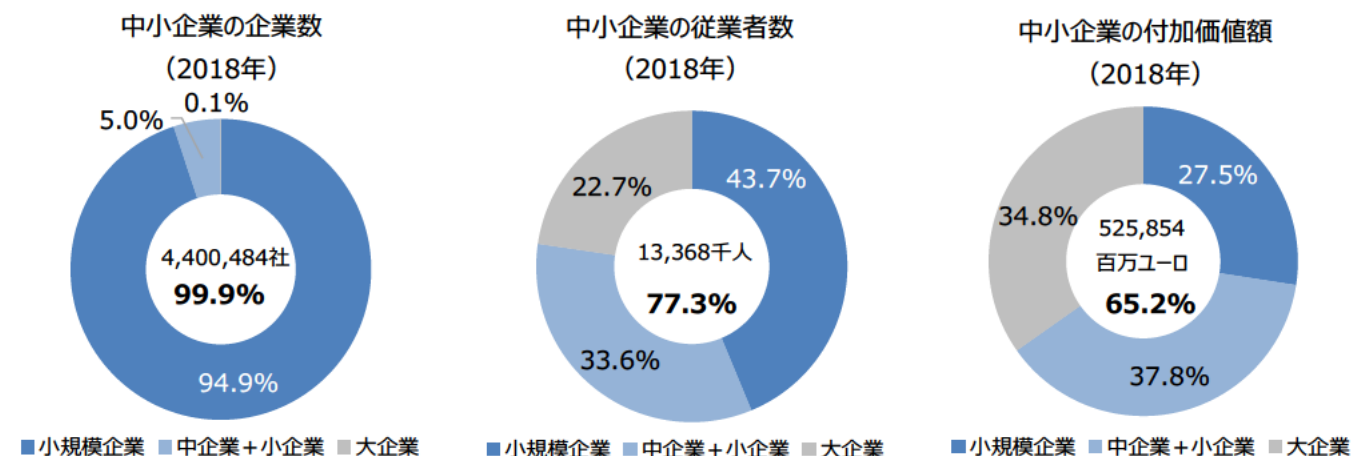
政策実施機関としては、地方政府、商工会議所、ITA-ICE(貿易振興機関)、SACE-SIMEST(海外活動支援金融機関)、CONFAPI(中小企業連盟)などがある。

(2) 中小企業支援の方向性

イタリア財務省は中小企業を取り巻く環境の課題として、生産性・GDP の停滞、人材・インフラ設備、開放的かつ流動的なエコシステムの欠如、人材教育・スキルの向上、財務状況、循環経済、イタリア企業の国際的地位の向上などを挙げている。

このような課題を考慮したうえで、イタリアの中小企業政策は、①イノベーションとデジタル化を促進する「企業 4.0」計画、②イノベーションやスタートアップ等における融資へのアクセスの向上、③「End of Waste²³」を目標とした循環経済の促進、④「メイドインイタリアー促進計画」、「グローバルスタートアッププログラム」を中心とした国際化計画などを優先戦略としている。

(3) 中小企業の実態



出所：イタリア国立統計研究所「企業構造統計」「企業の競争力」

²² 参考文献：イタリア経済開発省、イタリア財務省のウェブサイト

²³ 「廃棄物の終了」基準 (end-of-waste criteria) とは、廃棄物から資源に再生されたことを示す基準。(JETRO「製品ライフサイクル全体で循環型経済を推進 (EU)」<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2020/0601/c648d5d12f7ec61a.html> (2021 年 2 月 19 日閲覧))

1.8 ロシア

1.8.1 基礎情報

中小企業 の定義 ²⁴	分類	従業員数	年間売上高	その他	
	中企業	101 人以上 250 人以下	20 億ルーブル	・国／地方自治体、外国資本の公共団体または宗教団体が所有する株式が資本の25%以下であること。 ・非中小企業が所有する株式が資本の49%以下であること。	
	小企業	100 人以下	8 億ルーブル		
	小規模企業	15 人以下	1.2 億ルーブル		
基本データ	1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合		2,673,625 社 96.9%		2018 年
	2. 中小企業の従業者数、その全企業に占める割合		13,355 千人（法人） —		2018 年
	3. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合		—		—
	4. 中小企業の売上高、その全企業に占める割合		207,938 十億ルーブル		2018 年
	5. 開廃業率 ^{※1}		全企業の開業率： 7.6% 全企業の廃業率： 17.2%		2019 年

出所：連邦国家統計局「企業の構造統計」「ロシアの中小企業」「組織動態統計」

※1 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

²⁴ 根拠法令：中小企業基本法、中小企業基本法施行令

1.8.2 中小企業支援の概要²⁵

(1) 中小企業支援に関する根拠法令と支援体制

2007年7月24日ロシア連邦法 No.209-FZ「ロシア連邦における中小企業の発展について」において、中小企業の定義を定め、中小企業支援のための基盤整備や支援の種類を定めている。また、中小企業の発展、そのための法人および自然人、連邦政府機関、地方政府機関の関係を規定する。

ロシア連邦における中小企業の定義は、ロシア連邦法 2007年7月24日 No.209-FZ「ロシア連邦における中小企業育成について」（2020年12月20日改正）第4条「中小企業の分類」に記載されている。中小企業には、事業体、事業パートナーシップ、生産および消費協同組合、農場およびロシア連邦の法律に従って登録された個人事業者が含まれる。

連邦レベルでは、経済開発省の投資政策・企業開発部局が中小企業を担当している。また、個々の産業部門に責任を負う連邦政府の省庁は、中小企業を支援するための独自の部門別政策、プログラムおよび措置を策定し実施する。

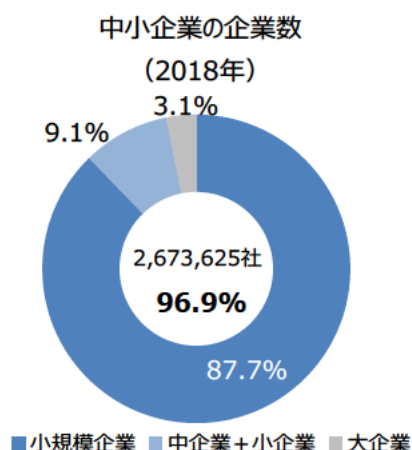
(2) 中小企業支援の方向性

2015年4月7日に開催された「ロシア連邦における中小企業発展のための施策について」をテーマとするロシア連邦国務院会議を受けて、「ロシア連邦における 2030 年までの中小企業発展戦略」が策定された。本戦略策定の背景には、先進国および開発途上国と比較して、ロシアの GDP に対する中小企業の貢献が低いことがある。本戦略は、高い技術開発率と安定した雇用を提供する競争力と柔軟性のある経済の創出を目指している。

この戦略の中で、以下を優先事項として挙げている。

- 中小企業支援機能の一元化
- 官公需を含め、中小企業が生産する製品およびサービスに対する需要を奨励すること
- 中小企業の労働生産性向上のための環境整備
- 中小企業金融支援
- 税制・非税制面でのより良い政策決定
- 中小企業分野における州の規制の改善

(3) 中小企業の実態



出所：連邦国家統計局「企業の構造統計」「ロシアの中小企業」

²⁵ 参考文献：ロシア経済開発省のウェブサイト

1.9 サウジアラビア

1.9.1 基礎情報

中小企業の定義 ²⁶	分類	従業員数	年間収益	その他
	中企業	50～249 人	0.4～2 億 SR	
	小企業	6～49 人	300～4,000 万 SR	
	小規模企業	1～5 人	100～300 万 SR	
基本データ	1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	1,006,666 社 (工業)111,299 社 (工業)99.4%		2018 年
	2. 中小企業の従業者数、その全企業に占める割合	5,181 千人 60.3%		2018 年
	3. 中小企業の付加価値額 ^{※1} 、その全企業に占める割合	【参考】 営業収益： 1,670 百万 SR 営業経費： 823 百万 SR		2018 年
	4. 中小企業の売上高、その全企業に占める割合	【参考】 収益： 1,387 百万 SR 52.15%		2019 年第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期
	5. 開廃業率	開業率： 3.0%		2018 年

出所：サウジアラビア王国統計庁「中小企業の調査」「産業活動の調査」「事業体経済調査」「中小企業の民間セクターにおける貢献に関する調査」

※1：付加価値額を表すデータが無いいため、その参考となり得る「営業収益」「営業経費」のデータを示している。

²⁶ 根拠法令：会社法

1.9.2 中小企業支援の概要

(1) 中小企業支援に関する根拠法令と支援体制

経済多様化に向けて大企業以外の担い手を活性化させる必要性があり、公共サービス部門および中小企業（SMEs）への投資活動を強化するための多大な努力が過去 5 年間になされてきた。2016 年、政府は閣議決議 No.301 として「中小企業当局規制（Regulating the Small and Medium Enterprises Authority）」を発表し、中小企業支援計画の一環として中小企業庁（Monsha'at）を設立し、本格的な中小企業支援に乗り出した。

中小企業庁は、中小企業をフルタイムの従業員数と営業収益に応じて、次のように小規模・小・中 に分類する。小規模企業は 1～5 人のフルタイム労働者を雇用し、年間 100～300 万 SR の営業収益を上げる。また、小企業は 6～49 人のフルタイム労働者を雇用し、300～4,000 万 SR の収益で運営する。さらに中企業とは、50～249 人のフルタイム労働者を雇用し、年間営業収益が 4,000 万～2 億 SR の企業である。

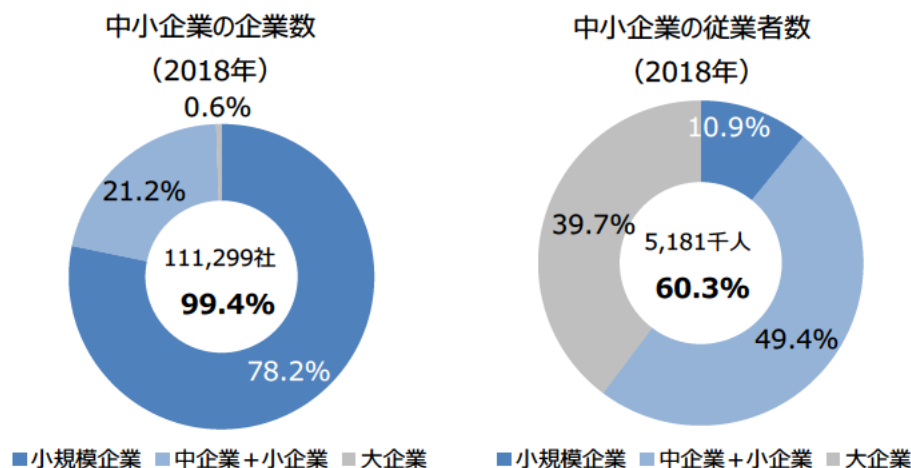
(2) 中小企業支援の方向性

サウジアラビア政府は、雇用提供、投資誘致、起業家精神とイノベーション促進、能力開発、成長刺激の面から中小企業の重要な役割を認識し、民間セクターにおける中小企業の経済貢献を増やすための多面的な支援を提供し始めている。

また、民営化と多様化という 2 つの目標を掲げて、非石油産業を支援し、過去 30 年間で減少している労働力としてのサウジアラビア国民の割合を高めるために、体系的な経済改革に取り組んでいる。そのために、政府は経済のあらゆる産業にわたる中小企業に、財政的および法的支援を提供している。

政策実施機関／プログラムとしては、サウジ工業開発基金（SIDF）、中小企業庁（Monsha'at）、ローカルコンテンツおよび民間セクター開発ユニット（Namaa）などがある。

(3) 中小企業の実態



注： 中小企業の企業数は工業が対象

出所：サウジアラビア王国統計庁「工業活動の調査」「中小企業の調査」

2 施策等の国別比較

2.1 中小企業の定義

欧州連合は加盟国に、中小企業の定義を欧州連合のそれと一本化することは義務付けていないが、欧州委員会、欧州投資銀行（European Investment Bank : EIB）は加盟国に欧州連合の定義を使用することを推奨している。アメリカ、中国は、業種により細かく定義を設定している。

国	根拠法令	定義	
		分類	従業員数
EU	・新中小企業定義	中企業	250 人未満
		小企業	50 人未満
		小規模企業	10 人未満
イギリス (併用)	・2006 年会社法	中企業	250 人以下
		小企業	50 人以下
		小規模企業	10 人未満
フランス (融合)	・法第 2008-776 号第 51 条 ・政令第 2008-1354 号第 3 条	中規模企業【参考】	5,000 人未満
		中小企業	250 人未満
		小規模企業	10 人未満
ドイツ (併用)	・EU の定義と併用 ・ボン中小企業研究所 (IfM) による中小企業の定義	中小企業	500 人未満
		小企業	50 人未満
		小規模企業	10 人未満
アメリカ	・中小企業法：概念定義 ・「中小企業」に相当するのは「中小規模事業者 (small business)」	中小企業 (製造業)	過去 12 か月間に在籍した従業員数 500 人以下
		中小企業 (非製造業)	—
中国	・大、中、中小、零細企業統計に係る分類	中型企業	1,000 人未満
		小型企業	300 人未満
		微型企業	20 人未満
イタリア	・EU の定義に統一	中企業	250 人未満
		小企業	50 人未満
		小規模企業	10 人未満
ロシア	・ロシア連邦法第 209-FZ 号「ロシア連邦における中小企業の発展について」(2007 年 7 月 24 日付)	中企業	101～250 人
		小企業	100 人以下
		小規模企業	15 人以下
サウジアラビア	・中小企業庁による定義	中企業	50～249 人
		小企業	6～49 人
		小規模企業	1～5 人

定義（続き）			国
年間 売上高（A）	年次 総資産（B）	その他	
5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	・大企業の出資比率が 25%以下。 ・(A)(B)のいずれかを満たせばよい。	EU
1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
3,600 万ポンド以下	1,800 万ポンド以下	・場合により EU 定義と併用（小規模企業は欧州統計局の定義）。 ・中企業、小企業とも年間売上高、年次総資産、従業員の項目のうち少なくとも 2 つを満たすこと。	イギリス
1,020 万ポンド以下	510 万ポンド以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
15 億ユーロ以下	20 億ユーロ以下	・(A)(B)のいずれかを満たせばよい。 ・中小零細は EU 定義準拠。 ・中規模企業は中小企業の定義の範囲外。	フランス
5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
5,000 万ユーロ以下	—	・小規模企業、小企業は EU の定義と一致。 ・中小企業は EU の定義とボン中小企業研究所 (Ifm)の定義(従業員数 500 人未満、年間売上高 5,000 万ユーロ以下)を併用。	ドイツ
1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
—	—	・左記は SBA の基準：左記に加え、営利事業等の事業要件がある。 ・SBA の基準に対して例外が多岐にわたり、かつ、その基準値は毎年改正される可能性がある。	アメリカ
年間平均収入額 750 万ドル以下	—		
4 億元未満		・業種別に中小企業の定義が定められている。 ・左記は工業の基準。	中国
2,000 万元未満			
300 万元未満			
5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	・大企業の出資比率が 25%以下。 ・(A)(B)のいずれかを満たせばよい。	イタリア
1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
20 億ルーブル以下	—	・国／地方自治体、外国資本の公共団体または宗教団体が所有する株式が資本の 25%以下であること。 ・非中小企業が所有する株式が資本の 49%以下であること。	ロシア
8 億ルーブル以下	—		
1.2 億ルーブル以下	—		
0.4～2 億 SR		・(A)は収益。	サウジアラビア
300～4,000 万 SR			
100～300 万 SR			

出所：各国政府のウェブサイト

2.2 個別施策

2.2.1 金融支援

(1) 融資

融資は、一般的な資金調達支援目的のほか、エネルギー関連融資など特定テーマの融資がみられる。

国・地域名	項目	施策概要
EU ²⁷	資金調達支援	・欧州中小企業共同資金 - 各管理機関（加盟国の中央政府および地方政府）が JEREMIE ホールディング・ファンドをそれぞれ設置することで、EU 構造基金（EU Structural Funds）の一部を、中小企業に対する出資、融資、信用保証として使用することを可能にする。
イギリス ²⁸	資金調達支援	・スタートアップ融資（Start Up Loans） - スタートアップ企業の起業家に資金とメンタリングを提供する政府出資のスキームで最大 2.5 万ポンドの融資が受けられる（返済期限は 5 年間）。 ・企業のためのローン（Enterprise Loans） - 中小企業経営者、起業家、福祉団体、ソーシャル・エンタープライズの創業および事業改善や事業拡大の支援が目的。 - 最高 25 万ポンドの融資を提供。 ・非営利ファンドグループ（FSE グループ）による融資 - 意欲的でイノベティブな中小企業を対象に資金調達ソリューションとサポートを提供。 - コミュニティ利益会社（非営利）のグループ傘下の企業により融資（2.5 万～100 万ポンド）と出資（5 万～200 万ポンド）を行う。 ・エネルギー効率ローンファンド - 政府の資金援助を受けて設立した独立企業の炭素基金（Carbon Trust）が提供する融資。 - 中小企業のエネルギー効率化や再生可能エネルギーのプロジェクトに無利息で 3,000～20 万ポンドを融資（返済期限は 4 年間）。
フランス ²⁹	資金調達支援	・成長ローン - Bpifrance による中小企業の競争力強化のための投資融資。 - 売上高全体の予測成長率が年 5%以上の中小企業を対象として、保証や個人的な保証なしに、30 万～500 万ユーロの融資。 ・ホスピタリティ業への融資 - ホテル、ホテル兼レストラン、滞在型レジャー施設などホスピタリティ業への融資。 - リフォーム・増改築工事、建物の安全性とアクセシビリティの基準改善のための工事、特に持続可能な開発な設備、家具、材料に関連するものが対象。 ・省エネ融資 - Bpifrance による企業のエネルギー排出のグリーン化のための設備支出の優遇金利融資。 - エネルギー効率を向上させるための設備（照明、フロイド、暖房・空調、電動化など）の支出を優遇金利で提供。 ・環境対策 環境エネルギー管理庁グリーン融資 - Bpifrance による環境・エネルギー転換プロジェクトを実施したい中小企業向けの融資。 - 再利用や環境への影響を削減する環境とエネルギー移行のプロジェクト立ち上げに必要な運転資金を提供。

²⁷ EUの参考文献：欧州投資基金のウェブサイト

²⁸ イギリスの参考文献：スタートアップ融資のウェブサイト、ファースト・エンタープライズのウェブサイト、FSEグループのウェブサイト、カーボン・トラストのウェブサイト

²⁹ フランスの参考文献：Bpifranceのウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
ドイツ ³⁰	資金調達支援	・経済エネルギー省（BMWi）の助成プログラム - 欧州復興計画（ERP）の一環で実施される ERP 特別資産を主資金源とする助成プログラムを通して中小企業を支援。 - 近年は、特に起業、イノベーション、出資の支援に重点を置いている。 ・KfW のミッテルシュタント融資プログラム - 融資、ベンチャーキャピタルファンド経由での資本供与など。 - 近年は刷新的なビジネスアイデアの奨励、エネルギー効率向上、再生可能エネルギー利用に関わる投資の支援に注力。 ・連邦州の融資プログラム - 企業の取引先銀行経由で州振興金融機関から優遇金利での融資を受けるとともに、保証と賠償責任を免除。
アメリカ ³¹	災害ローン	災害ローン - 中小企業の資金調達を可能にすることを目的とする。 - すべての事業者、民間非営利団体、住宅所有者・賃借人を対象とした災害時の低金利融資プログラムであり、SBA が直接融資。
中国 ³²	資金調達支援	・中小企業への融資促進 - 中小企業融資を促進するため、中小企業に対する金融業務の強化と改善、中小企業の資金調達ルートのさらなる拡大を奨励。 ・小微型企業の資金調達の課題対応 - 小微型企業の経営上の問題を解決するため、融資ルートの拡大、小型および微型企業の融資サービス内容の規範化。 ・金融機関への小微型企業への融資と報告 - 各金融機構は小微型企業の未収金に対する融資を奨励し、年末には関連する融資実績を中央銀行と工業情報化部に報告するように指示。 ・小微型企業に対し事業環境整備を金融面から支援 - 小微型企業に向けた再貸付、中小企業高収益債券、小微型企業金融債券、知的所有権抵当融資等、小微型企業への融資手段を拡大。 ・小微型企業への金融サービスの強化 - 小微型企業への貸付利率の低減、貸付申請条件の緩和、小微型企業からのローン手数料、顧問料等徴収の禁止。

³⁰ ドイツの参考文献：BMWiのウェブサイト、ドイツ復興金融公庫（KfW）のウェブサイト

³¹ アメリカの参考文献：SBAのウェブサイト

³² 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト

(2) 信用保証

信用保証は、金融へのアクセス向上を目的とする施策とイノベーション促進や輸出促進などを目的とする施策がみられる。

国・地域名	項目	施策概要
EU ³³	信用保証	・COSME 融資保証ファシリティ (COSME LGF) - 金融仲介機関を支援して中小企業への融資およびリースを提供拡大し、欧州企業の成長および研究・イノベーションを支援。 - 中小企業のデッドファイナンスの証券化などの保証および念書 (counter guarantee) を、選ばれた金融仲介機関 (例えば保証機関、銀行、リース会社など) に提供する。 - 2019 年 10 月 COSME デジタル化パイロットをローンチし、金融仲介機関はデジタル化分野の中小企業に対し、より広範かつ包括的な融資を提供。 ・EaSI 金融インスツルメント - 金融仲介機関と欧州委員会のリスク分担メカニズムにより、従来の与信市場へのアクセスが困難となる可能性がある企業のファイナンスの利用を促進する。 - 欧州投資基金 (EIF) は EaSI 保証金融インスツルメントを通じて金融仲介機関に対して保証および念書を提供する。 ・InnovFin 中小企業保証ファシリティ (InnovFin SMEG) - 研究指向型の革新的な中小企業および加盟国とホライズン 2020 の関連国の 1 か国または複数国で創業し事業を展開する中小企業が対象 (革新的な企業の成長ニーズをカバーするため、現在は大規模・中規模資本も対象)。 - 金融仲介機関が提供する融資、リース、保証で金融仲介機関によって生じる損失の一部をカバーする。 - 企業のデジタル技術の導入とデジタルトランスフォーメーションを支援するため、デジタル化のための資金調達をカバーするよう拡張されている。 ・中小企業イニシアティブ (The SME Initiative) - 中小企業の資金調達の促進を目的として一部の欧州連合加盟国で運営されている (将来的には他の加盟国に広がる可能性がある)。 - 無制限のポートフォリオ保証インスツルメントと証券化インスツルメントの 2 つの商品がある。 ・文化・創造分野保証制度 (The Cultural and Creative Sectors Guarantee Facility : CCSGF) - 文化・創造分野の中小企業の規模拡大と競争力強化を支援するため、金融アクセスを強化することを目的とする。 - 資産の無形性、市場のニッチ性、金融機関による当該分野に関する熟知不足が当該分野の中小企業の金融アクセスを困難にしていることから、当該分野の中小企業に対する融資を保証する。
イギリス ³⁴	信用保証	・企業貸付保証 (Enterprise Finance Guarantee : EFG) - 中小企業が融資または他の形態の借入を拒否された企業の融資を容易にする政府貸付保証。 - British Business Bank が金融機関に対して 1,000～120 万ポンドを保証するが、実際の融資決定額は金融機関が決定。 ・輸出信用保証 (Export Credit Insurance) - 資本財やサービスを輸出、あるいは海外投資を実施する企業が対象。 - BEIS の大臣の管理下にある Export Credits Guarantee Department (ECGD) が信用リスク評価を前提として、資本財の輸出に関する保険、銀行融資の保証、政治的リスクに対する輸出保証を行う。

³³ EUの参考文献：欧州投資基金のウェブサイト

³⁴ イギリスの参考文献：British Business Bankのウェブサイト、イギリス政府のウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
フランス ³⁵	信用保証	- 革新的プロジェクトへの保証金・担保金保証 - Bpifrance による革新的な企業への保証金・担保金保証で銀行による市場保証の発行を促進。 - ファーストデマンド保証または市場保証（頭金の返済、契約履行保証、保証証券等）が対象。 - 自己資本保証 - Bpifrance により革新的な企業へのエクイティまたは準エクイティ投資を 50%まで保証、設立後 5 年以内の企業の場合は 70%。 - バイオテック技術保証 - Bpifrance がバイオテクノロジー関連の中小企業が銀行融資を容易にすることを目的として設立。 - 無形固定資産を含む全ての投資と外部成長事業を対象として、5 年未満の中小企業の銀行保証 70%、ブリッジングローンの場合は 50%。
ドイツ ³⁶	信用保証	- 信用保証銀行（Bürgschaftsbanken） - 中小企業の信用保証は州の管轄。 - 中小企業が民間金融機関から融資を受けるのに十分な保証がない場合、各州の信用保証銀行（Bürgschaftsbanken）が信用保証（Bürgschaft）を提供。
アメリカ ³⁷	総合ローン	中小企業総合ローン 7(a) - 一定の要件を満たす中小企業やスタートアップ企業向けの融資に保証を付与することによって資金調達を可能にすることを目的とする。 - 民間の金融機関等が行った融資に対し、SBA が一定割合の保証を付与する。
	マイクロローン	マイクロローンプログラム - 中小企業、および非営利保育施設の開設および拡張を対象に資金調達を可能にすることを目的とする。 5 万ドルまでの融資に対し、SBA が融資に対する保証を付与する。
	不動産・設備ローン	不動産・設備ローン CDC/504 - 中小企業が固定資産への投資を可能にすることを目的とする。 - 事業拡大や設備刷新で高額な固定資産を取得するために提供される固定金利の長期融資プログラムであり、公認開発会社（Certified Development Companies: CDC）が行う融資に対し、SBA が保証を付与する。
	保証証券再保証	保証証券再保証プログラム（Surety Bond Guarantee program : SBG） - 事前承認プログラムでは、以下の条件を満たす事業者を対象として、民間の保証証券に対して、SBA が保証を付与する。 - 社会的、経済的に不利な中小企業 - HUB ゾーン（歴史的に十分に活用されていない業務地域）プログラムの中小企業 8(a)企業開発プログラムの中小企業 - 退役軍人または傷痍退役軍人の中小企業 - 事前承認により 10 万ドルまでの保証契約を対象として 90%までの損失を保証する。650 万ドルまでの契約、または、連邦契約事務官が必要であると認めた 1,000 万ドルまでの契約の 80%の証券保証を付与する。 - 保証優遇プログラムでは、事前承認なしに保証証券の発行、監視、サービスを可能にする（保証割合は 90%）。
中国 ³⁸	信用保証	- 中小企業に対する信用保証の改善 - 中小企業信用保証体系の構築、信用情報サービスの提供。 - 小微型企業への信用保証サービス強化 - 小微型企業の保証割合の向上、外資による小微型企業向けの保証会社設立の検討。

³⁵ フランスの参考文献：Bpifranceのウェブサイト、Subventions.frのウェブサイト

³⁶ ドイツの参考文献：BMWのウェブサイト

³⁷ アメリカの参考文献：SBAのウェブサイト

³⁸ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト

(3) その他（投資・出資等）

その他の金融支援（投資・出資等）は、投資家を支援することで中小企業支援を図る施策、地域の支援者との連携を前提とした施策、手段（ローンと出資等）を組み合わせた支援策等がみられる。

国・地域名	項目	施策概要
EU ³⁹	投資のための国庫補助	・リスクキャピタル投資としての国庫補助の利用 - エクイティ市場での資金調達が困難な中小企業に対し、大企業との競争を可能にするための支援提供を目的とする。 - 国庫補助規則（State Aid Rule）があり、加盟国政府が産業に国庫補助を交付するためには、欧州委員会による事前許可が必要であるが、国庫補助一括適用免除規制（GBER）を利用することにより、欧州委員会は加盟国の中小企業に設定された制限枠内の国庫補助を欧州委員会の許可無しに提供することが可能。 - 現行の GBER は新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受け 3 年間延長される予定（当初は 2020 年 12 月 31 日まで）。
	エクイティ・ファシリティ	・COSME 成長エクイティ・ファシリティ（EFG） - 拡大・成長段階で、特に国境を越えて展開する中小企業に対する支援。 - 欧州投資基金（EIF）が管理し、適格金融仲介機関によるリスクキャピタル（ベンチャーキャピタルおよびメザンローン）への投資に向けられる。
イギリス ⁴⁰	投資	・企業資本ファンド（Enterprise Capital Funds : ECFs） - 新株発行で自己資本調達する際の市場における中小企業の不利を解消することを目的とする。 - 中小企業を支援する目的で創設された国有の経済開発銀行ブリティッシュ・ビジネス・バンクによって運営されている基金であり、政府資金を活用することで中小企業が民間部門からの投資を獲得しやすくする。 ・限定企業向け資本（Capital for Enterprise Limited : CfRL） - 政府全額出資により、当時の BIS が設置した資産管理専門企業で単独投資家としては最大のベンチャー・キャピタル・ファンド。 - ビジネスエンジェルと協力し、公共予算の削減によって最も影響を受けた分野の中から、特に成長潜在力の高い中小企業を対象とした早期の投資を提供。 ・地域成長ファンド（Regional Growth Fund : RGF） - 民間企業の成長を促し、雇用創出を支援するため、公共部門の資金に依存している特定の地域やコミュニティを支援し、活力のある民間企業を創出し、公的資金に依存せず持続的な地域およびコミュニティの成長が図れるよう公的資金からの移行を促進することを目的とする。 - 管理一任ファンド（discretionary fund）で、総額 26 億ポンドの資金があり、最低応募額は 100 万ポンド。 ・企業成長ファンド（Business Growth Fund） - 年間売上高 1,000 万～1 億ポンドの企業の自己資本不足の改善を支援するためのファンドであり、潜在的な成長力を持つ企業活動に必要な資金を提供。 - 主要な 5 つの金融機関が支援しており、上記企業に対し、新株発行（equity）により 200 万～1,000 万ポンドの資金が提供される。 ・エンジェル投資共同投資ファンド（Angel CoFund） - エンジェル投資市場の開発を支援することが目的。 - 中小企業への投資に興味があるエンジェル投資家のシンジケートから資金を調達。

³⁹ EUの参考文献：スコットランド政府のウェブサイト、欧州投資基金のウェブサイト、欧州委員会のウェブサイト

⁴⁰ イギリスの参考文献：British Business Bankのウェブサイト、イギリス政府のウェブサイト、ACFのウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
	投資促進のための税制	・企業投資制度（Enterprise Investment Scheme : EIS） - リスクの高い小規模の商事会社の資金調達を支援することを目的とする。 - 新規株式を購入する投資家には減税措置が適用される。 ・シード企業投資制度（Seed Enterprise Investment Scheme : SEIS） - スタートアップ企業や小規模企業にエクイティファイナンスを通じた資金調達を行えるようにするスキーム。 - 新規株式を購入する個人投資家には様々な減税措置が適用される。 ・社会的投資税控除制度（Social investment tax relief scheme） - 社会的企業がコミュニティ利益企業等との取引活動を支援することを目的とする。 - 対象企業がスキームのルールに則っている限り、3 年間は当該企業への出資や融資に対する投資税が免除される。
フランス ⁴¹	自治体との連携によるリース支援	・不動産ファイナンス・リース - Bpifrance、銀行、地方自治体と提携によりリースによる企業の不動産に対する支出を長期的に支援。 - 対象は、法人税が課税されるすべての企業で、不動産投資を Bpifrance が 100%カバーし、各地方自治体の支援策と組み合わせられる。
	補助金	・エネルギー効率化のための補助金制度 - 企業がエネルギー効率を向上させるための装備を整える支援をするための補助金制度を 2020 年 11 月に開始。 - あらゆる規模の企業を対象、300 万ユーロ以下のエネルギー効率化プロジェクトに対しての補助金。
ドイツ ⁴²	出資	・ERP 出資プログラム - ERP 出資プログラム（ERP - Beteiligungsprogramm）を通して、新たな資本を必要としている会社に投資会社経由で投資している。
アメリカ ⁴³	資金調達支援（長期ローンと出資）	中小企業投資会社プログラム（Small Business Investment Companies (SBIC) Program） - 法律に定められた中小企業の定義に該当し、かつ要件を満たす中小企業が SBIC の長期ローンと株式投資を受けられる。 ・ 自己資本が 1,950 万ドル以下 ・ 税引後利益の過去 2 年間の平均が 650 万ドル以下 - 中小企業投資会社（SBIC）は、民間から資本を集め、SBA が保証するローンを使用して、中小企業に長期ローンと株式投資を行う。
	競争参加支援	非課税債（Tax-Exempt Bonds） - 民間企業に代わって州または地方政府の開発機関が発行する債務証券（低利融資）。 - 州政府または地方自治体が発行する地方債で、申請者は明確な事業戦略やプロジェクト計画、信用力（creditworthiness）、健全な財務諸表を提示する必要がある。

⁴¹ フランスの参考文献：Bpifranceのウェブサイト、経済・財務省のウェブサイト

⁴² ドイツの参考文献：BMWのウェブサイト

⁴³ アメリカの参考文献：SBAのウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
中国 ⁴⁴	投資・出資	・政府の拠出による中小企業発展専門資金 - 中小企業の革新的な経営活動の支援、融資保証および国内取引信用保険、展示会参加支援、民族間の交易と少数民族ごとの重点産業育成。 ・プライベートエクイティ市場の健全な発展 - プライベートエクイティ市場は、地方政府が小微型企業を支援するためのプラットフォームであり、中小企業、小微型企業への資金供給が秩序正しく拡大するための指導。

⁴⁴ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト

2.2.2 創業・ベンチャー支援

創業・ベンチャー支援は、創業・起業の教育・訓練のプログラムを提供する施策や金融アクセス向上の施策等がみられる。

国・地域名	項目	施策概要
EU ⁴⁵	創業支援	・リスクキャピタル投資としての国庫補助の利用【再掲】 - GBER のガイドラインにおいて中小企業を対象とした国庫補助が許可されているのは、創業時もしくは拡張期である。 - 創業にかかる費用の軽減、創業に必要なライセンスや許可を取得するのにかかる期間の短縮化を促進。
	ベンチャーキャピタル	・InnovFin 中小企業ベンチャーキャピタル (InnovFin SME Venture Capital) - 社会的企業を含む初期段階の企業やホライズン 2020 の分野で事業を展開している企業に対する投資促進を目的とする。 - Horizon2020 の枠組み内で実施されるものであり、ベンチャーキャピタルやビジネス・エンジェルファンドなどの確な仲介機関を通じた企業への投資に重点を置いている。
	ベンチャー育成	・青年起業家のためのエラスムスプログラム (Erasmus for Young Entrepreneurs) - 創業計画を持つ起業家志望者、最近事業を立ち上げた起業家を対象として、若い起業家のスキル向上とネットワーキングによる市場へのアクセス性向上を図る目的。 - 参加する起業家は、他国の企業で訓練を受けることによって中小企業の管理運営に必要なスキルを得ることが可能。
イギリス ⁴⁶	創業支援	・創業支援 (Starting a Business) - 創業を考える個人又はグループを対象に、イギリス政府が GOV.UK ウェブサイトを通じて無料アドバイスを提供。 ・Propel Pre-Accelerator programme - 開発中または立ち上げたばかりの初期段階のテクノロジー企業を対象としてスタートアップ支援および投資ネットワークである IGNITE が支援。 - ワークショップ、チュートリアル、ネットワーキングの機会、メンタリング、財政支援、投資へのアクセスを提供。 ・ベルファスト大学スタートアップサービス (Queen's University Belfast Start-Up Service : QUBIS Start-Up Service) - 初期段階のベンチャーやスピナウト企業に起業家の専門知識を構築することを目的として QUBIS (クイーンズ大学ベルファストの商業化部門) が支援。
	ベンチャー支援	・企業による起業スキーム (Corporate Venturing Scheme: CVS) - 複数企業がパートナーシップを結び、多くの場合は規模の大きい会社が小さい会社に投資をし、株を取得するというシステム。 - 金銭的な支援だけではなく技術の共有やライセンスの取得ができるなどの利点がある。 ・企業管理インセンティブ (Enterprise Management Incentives : EMI) - 小規模で高リスクの企業を対象として、適切なスキルを持った人材の雇用をより可能にするための税優遇制度。

⁴⁵ EUの参考文献：欧州委員会のウェブサイト、欧州投資基金のウェブサイト、エラスムスプログラムのウェブサイト

⁴⁶ イギリスの参考文献：イギリス政府のウェブサイト、Invest Northern Irelandのウェブサイト、QUBISのウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
フランス ⁴⁷	創業支援	・Bpifrance による起業家向け保証 - 新規起業家向けに向けて、有形・無形資産の購入、営業財産の購入、運転資金などの支出に対する銀行融資の 5～6 割を保証。 ・起業家とバイヤーのための支援 - 社会保障・家族手当負担金徴収組合（URSSAF）による起業家のための特定の社会保障料金の一部または全額免除。 ・新たな i-Lab イノベーション・ラボ・コンクール（Concours d'innovation i-Lab） - 高等教育・研究・イノベーション省が革新的な技術ビジネス創出プロジェクトを発掘し、資金援助やその他適切な支援を提供。 ・新事業展開支援サイト Bpifrance-creation.fr - Bpifrance によるウェブサイトで、情報、資金調達、成長の障壁などといった情報を掲載し、インタラクティブな形で起業家のプロジェクトに合わせた回答が得られる。
	ベンチャー支援	・フレンチ・テック・シード・転換社債 - Bpifrance が運用するファンドで、テクノロジーを駆使したイノベーションが有望視される起業 3 年未満の企業を対象とし、民間投資からの資金調達を支援。 ・欧州投資基金とのスタートアップローン - 資金調達前にキャッシュフローを改善するための融資。 ・Bpifrance キャピタル・イノベーション - Bpifrance の基金で、最もリスクの高い発展段階の革新的な企業やスタートアップへの資本提供。 ・イノベーション投資基金（Fonds communs de placement dans l'innovation : FCPI） - イノベーションのための投資信託である FCPI は、革新的な中小企業を対象としたベンチャーキャピタルの投資を促進。 ・仏独インターネット・プラットフォーム「EuroQuity」 - 起業支援・イノベーション振興機構（OSEO-現 Bpifrance）とドイツ復興金融公庫が共同で、投資家と起業家間のネットワーク構築のため、仏独インターネット・プラットフォーム「EuroQuity」を開発。 ・エンジェル投資家連盟 - 各地域や高等教育機関に計 80 か所のネットワークを持ち、革新的なアイデアや事業に資金を提供。 ・クラウドファンディング - Bpifrance もポータルサイトを有するが、ここ数年で関連ウェブサイトの数が急増。
ドイツ ⁴⁸	融資	・ERP 起業向け資本 - 起業する、または自由業を始める、あるいは起業後 3 年以内で事業強化の措置を行う個人が対象。 - 融資の対象は中長期的な資金が必要な投資全て。 ・ERP 起業家融資—スタート資金 - 個人、自由業者、小規模企業（従業員 50 人未満、年間売上高あるいは資産総額が 1,000 万ユーロを超えない）が対象。 - 融資の対象は、設備投資、運転資金（仕入れ、人件費、事務所家賃など）、事業継承の場合の会社買収費用。 ・ERP 起業家融資—ユニバーサル - 個人、自由業者、中規模企業（EU 定義）が対象。 - 融資の対象は、施設建設・設備投資、知財権関連投資、運転資金（仕入れ、人件費、事務所家賃など）、マーケティング関連費用。
	助成	・大学・研究機関発ベンチャーの奨励 - 大学生、研究者を対象に BMWi が実施。 - 大学の起業文化向上プロジェクトの助成、起業プロジェクトに取り組む学生・研究者への奨学金供与、技術移転としての事業アイデアの実現準備プロジェクトの助成。

⁴⁷ フランスの参考文献：Bpifranceのウェブサイト、経済・財務省のウェブサイト、高等教育・研究・イノベーション省のウェブサイト、Urssafのウェブサイト、EuroQuityのウェブサイト、France Angelsのウェブサイト、Financement Participatif Franceのウェブサイト、TousNosProjetsのウェブサイト

⁴⁸ ドイツの参考文献：foerderdatenbankのウェブサイト、BMWiのウェブサイト、ビジネスエンジェル・ネットワークのウェブサイト、Haufeのウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
	意識啓発	・起業精神高揚のためのイベント、イニシアティブ - Gründerwoche Deutschland (ドイツ起業家週間) - Der Deutsche Gründerpreis (ドイツ起業家賞) - Alumni e.V. (学生の起業家精神高揚を支援するネットワーク)
	その他	・ERP/EIF ベンチャーキャピタル投資基金 - 主に国内のテクノロジー関連企業の起業初期あるいは成長段階に投資するベンチャーキャピタルファンドに融資。 ・エンジェル投資家ネットワーク - ドイツ・ビジネスエンジェル・ネットワークは 1998 年にドイツでビジネスエンジェル文化を構築し、情報交換や協力を促進する目的で発足 - BMWi が活動を後援。 ・税制上の投資優遇措置 - 「ドイツをファンド立地として強化するための法」レファレンス案 (2020 年 12 月時点) には、投資ファンドに対する管理手数料の付加価値税免除措置をベンチャーキャピタルファンドにも適用拡大することが盛り込まれている。
アメリカ ⁴⁹	情報提供	SBDC、WBC、SCORE によるプログラム - 中小企業および創業準備段階の個人に対して、経営およびテクニカルな面に関する支援プログラムを提供する。
	税制支援	起業者の会社設立費用に対する控除額倍増 - 起業者が要求できる設立費用控除額を 5,000 ドルから 1 万ドルに倍増。 無形固定資産の償却 - 新たな投機事業の開拓を支援するため、ビジネス・アイデア (特許やデザインなど) や営業権の取得を含む会社設立費用に対して減価償却を許容する。 資格を満たす中小企業の株式 (Qualified Small Business Stock) の売却益に対する税額免除 - スタートアップが株式市場において資金調達をしやすくするための施策 - 総資産 5,000 万ドル以下の C コーポレーションで、その他の資格要件を満たした上で、2010 年 9 月 27 日以降に取得し、5 年以上保有していた場合、売却時の利益に課税されない。
中国 ⁵⁰	創業支援	・中小微型企業の創業と発展を支援する基金 - 中小微型企業の起業家精神育成、イノベーション活動、融資保証、国内貿易信用保険を改善。 ・起業家育成とイノベーション支援 - クラウドファンディングなどインターネット・プラットフォームを介した融資など、小微型企業の資金調達手段の増加を奨励。 - 大学および研究機関が所有する実験設備等の小微型企業への開放を奨励。
	ベンチャー支援	・起業家育成と技術開発支援 - ハイテク型中小企業の技術的成果によって個人に与えられる株式報酬について、株式を譲渡するときまたは税金を支払うまで延期が可能 - 合資ベンチャーキャピタル企業が非上場の中小ハイテク企業に対し、2 年間株式投資を行った場合の企業所得税の優遇。 ・イノベーション戦略との推進 - 中小技術型企業の債券発行保証の提供のため、政府の資金調達保証機関を支援。 - 地方自治体に対し、銀行保険などのリスク補償環境を確立するよう奨励。 ・ベンチャーキャピタルの法人所得税優遇 - 創業投資企業やベンチャー投資企業のパートナーの株式譲渡や配当に係る法人所得税率は、各パートナーの収入に応じて決定。

⁴⁹ アメリカの参考文献：SBAのウェブサイト、内国歳入庁（IRS）のウェブサイト

⁵⁰ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト、国家税務総局のウェブサイト

2.2.3 事業承継支援、事業再生支援、廃業支援

事業承継支援、事業再生支援、廃業支援は、事業譲渡を促す施策や事業譲渡に伴う従業員の保護を図る施策等がみられる。

国・地域名	項目	施策概要
EU ⁵¹	事業譲渡	・事業譲渡(Business Transfers) - 1994 年勧告を皮切りに、SBA から中小企業戦略に至るまで、すべての中小企業政策に事業承継支援が盛り込まれてきた。 - 事業譲渡から生まれた事業は新規事業と同様の資金調達手段を有する。また 2014 年には手引書「事業譲渡の円滑化」(Facilitating transfer of business) を発行。
	事業再生支援とセカンドチャンス支援	・早期警戒ツール (Early Warning Tool) - 経営難に直面している優良企業が倒産を回避するための早期警報メカニズムと予防的なリストラの枠組みとして開発・提供されるもの。 ・破綻処理手続き (倒産) - 指令 2019/1023 (予防的再建の枠組みとセカンドチャンスに関する指令) に加えて、新規則に合意。新規則は構造改革を促進し、再建・倒産・債務処理手続きの効率を向上することを目的とする。 - 新規則は企業が財務難を克服するのを助ける一方で、債権者の資金を取り戻す権利を保護する。 ・セカンドチャンス - セカンドチャンスの規定を充実させ、欧州での起業活動を促進するもの。 - 倒産に関する新規則には、誠実な破綻起業家に、追加条件なしに最長 3 年間債務を完全に免除することが含まれている。
イギリス ⁵²	事業承継支援	・事業移転 (雇用の保護) 規則 (TUPE) - 従業員契約の保護を目的とする。 - 従業員が解雇された場合や事業が破綻している場合を除き、従業員の業務は新しい会社を引き継がれ、その際、従前の雇用条件や継続雇用期間、休暇手当等が新しい会社にも引き継がれる。 ・法人設立の救済 (Incorporation Relief) - 個人事業主またはビジネス・パートナーシップ (事業組合) が、事業の所有権を移転する見返りに受け取る株式について譲渡所得税 (Capital Gains Tax) の支払い猶予を与える。 ・事業資産処分救済 (Business Asset Disposal Relief) - 事業の全部または一部を売却する場合に、個人事業主またはビジネス・パートナーシップが支払う譲渡所得税 (Capital Gains Tax) を減免する。
	事業再生支援	・経営再建 (administrative restoration) - 会社が解散した場合、取締役または株主であった者が申請者で、過去 6 年以内に企業登記局 (Registrar of Companies) により登記簿から削除され解散しており、解散時に事業が行われていた場合、経営再建を申請することができる。 - 会社が再建できない場合でも、元の株主が会社の資産を取り戻すために任意交付金を申請することは可能である。

⁵¹ EUの参考文献：欧州委員会のウェブサイト

⁵² イギリスの参考文献：イギリス政府のウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
フランス ⁵³	事業承継支援	・事業譲渡・開発契約 - 事業取得後 2 年以内の債務支払の負担を軽減し、事業承継を促進することを目的として、Bpifrance が行う融資（低利融資）。 - 対象は、持株会社による事業譲受、または事業譲渡を受けて事業拡大を行う企業。 ・トランスミッション保証 - 新たな起業家による中小企業の取得および既存企業の成長を支援することを目的に融資を容易にする Bpifrance の信用保証。 - 対象は、譲渡対象会社および譲受人ともに欧州の定義による SME。 ・経営難に陥った事業会社の買収に係る非課税措置 - 一定の条件下で、困難な状況にある産業企業の買収のために、特別に設立された会社は、法人税および場合により地方税を免除。 ・従業員または譲渡人の配偶者への会社譲渡に係る譲渡税の免除 - 企業の譲渡と雇用の促進のために、従業員または譲渡人の配偶者に事業を譲渡した場合の課税の免除。
	事業再生支援	・経営不振企業援助に関する公的支援 - 事業資金問題審査委員会（CODEFI）が困難に陥っている企業の支払いの遅延や債務免除、ローンを取得などを銀行、サプライヤーなどと交渉する仲介役を行う。
ドイツ ⁵⁴	事業承継支援	・融資プログラム - 既存事業の後継者となる起業家には、前述の ERP-Kapital für Gründung や各州新興金融機関が実施する中小企業融資プログラムによって、事業継承に伴う費用への融資支援を行っている。 ・事業承継支援ポータル - 『nexxt-change（ネクストチェンジ）』：BMW が DIHK、ZDH、中小企業融資に注力する金融機関の連盟と共同で立ち上げたオンラインプラットフォーム。 - 『ドイツの企業承継（Nachfolge in Deutschland）』：BMW が助成するベルリン経法大学の起業/中小企業/家族会社研究所のプロジェクトで、企業承継に関する多様な情報を提供するオンラインポータル。
	事業承継支援	隔世譲渡税（generation-skipping transfer (GST) tax）＜再掲＞ - 世代ごとに贈与税や相続税が課せられることを避け、被相続人の子ではなく、その孫に資産を譲渡すること、あるいは遺産を相続させることを許容し、孫に譲渡税を賦課する措置である。
中国 ⁵⁶	—	—

⁵³ フランスの参考文献：Bpifranceのウェブサイト、Aides-entreprises.frのウェブサイト

⁵⁴ ドイツの参考文献：nexxt-changeのウェブサイト、Nachfolge in Deutschlandのウェブサイト

⁵⁵ アメリカの参考文献：内国歳入庁（IRS）のウェブサイト

⁵⁶ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト、創業ボードのウェブサイト

2.2.4 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、企業・人材の地方分散、イノベーション促進、商店街振興、NPO支援、都市政策、その他）

地域中小企業政策は、クラスター政策や伝統・地場産業に対する振興がみられる。また、地域の特性を考慮し、地域の関係主体の連携による地域主体の支援策立案の体制もみられる。

国・地域名	項目	施策概要
EU ⁵⁷	産業集積・クラスター	・EU クラスター・ポータル - クラスターが現場での産業革新を支援する強力な経済発展ツールであると認識のもと、EU 全域でより多くの世界クラスのクラスターを創出することを目的とする。 - 中小企業の機会創出を包含しつつも産業全体を対象にしている。 - クラスターとその中小企業のための欧州のイニシアティブ、アクション、イベントに関するツールや情報を提供。 ・欧州クラスター・オブザーバトリー - 中小企業のクラスターへの参入を目的とする。 - 欧州や各国、各地域、各地方の政策立案者および中小企業の仲介者のクラスター管理者や代表者を対象として、統計情報やクラスターの分析とマッピング、欧州のクラスター政策のための情報提供。 ・欧州クラスター・エクセレンス・イニシアティブ（European Cluster Excellence Initiative : ECEI） - 欧州クラスターの優れたベンチマーキングおよびラベリングを目的とする。 - クラスター組織の管理プロセスと会員へのサービスの質を向上させるために、欧州のクラスターベンチマーク手法を開発、欧州クラスター・エクセレンス・ラベル制度で欧州や世界のクラスター組織が同ラベルを取得している。 ・欧州クラスター・エクセレンス・プログラム - 欧州のクラスターが地域や産業を超えてコラボレーションを強化することを目的とする。 - このパートナーシップを通じて、クラスターエクスチェンジパイロットスキームが実施されており、このスキームでは、他のクラスターを訪問するための一時金を提供し、成長の機会を探り、産業エコシステムをより良く結びつけるための短期的な国境を超えた交流を支援している。
イギリス ⁵⁸	伝統・地場産業振興	・イングランド向け農村開発プログラム（Rural Development Programme for England : RDPE） - 以下 4 つの目的を持つ。 ・ 農林業における競争を促進する ・ 環境と田舎の改善 ・ 地方経済の多様化と生活の質の改善 ・ リーダーアプローチ - イギリス政府（担当省庁は環境食料農村地域省）と EU の European Agricultural Fund for Rural Development より提供された資金を農業、環境、農村生活を改善するプロジェクトに提供。 - 欧州連合の Common Agricultural Policy（CAP）の支柱である EU Rural Development Regulation（RDR）を施行するもの。

⁵⁷ EUの参考文献：欧州委員会のウェブサイト、クラスター・コラボレーションのウェブサイト

⁵⁸ イギリスの参考文献：イギリス政府のウェブサイト、LEP Networkのウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
	地域振興	・地域企業パートナーシップ (Local Enterprise Partnership : LEP) - 民間セクターや地方自治体、高等・继续教育機関を代表する 10～15 人のメンバーから成る理事会によって運営されており、地元経済に何が必要かを見極め、経済成長や雇用創出の促進に向けた活動に取り組む上で主要な役割を果たす。 - 直接あるいは BEIS の地元チームを通じ、政府および企業と連携しており、EU の基金等の助成制度への適用申請主体となる。
	産業集積	・エンタープライズ・ゾーン (EZ) - 企業と雇用創出を通じた地方の成長促進を目的とする。 - 政府と LEP の合意に基づき決められた 50～150 ヘクタールの土地で、地域活性化に向けてセクターを特定し様々なインセンティブを用意する。 - EZ に立地または移転する企業を対象に、ビジネス・レートの減免や設備投資に対する資本控除 (税控除) のほか、開発許可手続きの簡素化。 ・Cluster Mark - クラスターの好事例に Cluster Mark を授与する取組。 - クラスター活動に参加しているイギリスの製造業の知名度を上げ、地域の長所を国際的に促進することを目的とする。
	NPO 支援	・Social Investment Tax Relief scheme (SITR) <再掲>
フランス ⁵⁹	伝統・地場産業振興	・「伝統遺産認定制度 (Label Entreprises du Patrimoine Vivant : EPV)」 - フランスの伝統・地場産業を国内のみならず海外市場にもアピールしつつ、税控除により、伝統的なノウハウを保護する制度。 - 企業が負担する雇用コストから見習 1 人当たり最大 2,200 ユーロが控除される「見習税金クレジット」と新製品の開発費用に対し、従業員の給与と社会保険料の合計額の 15%に相当する税額控除を受けられる「クリエイティブ税金クレジット」がある。
	産業集積	・産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援 (競争力クラスター) - 2005 年の金融法で「企業、高等教育機関、官民の研究機関が同一領域内に集まり、相乗効果を発揮してイノベーションのための経済発展プロジェクトを実施することを使命とする」と定義。 - 革新的な共同研究開発(R&D)プロジェクトの開発を奨励、特に研究プロジェクトの成果から生まれた新製品、サービス、プロセスのマーケティングを通じて企業の開発と成長を支援。
	地域振興	・再工業化支援 (Aide à la réindustrialisation : ARI) - 産業活動の発展と雇用創出に貢献する企業を対象とした投資支援制度で地域の再工業化と雇用創出を目指す。 - 投資支援の対象となるのは工業用ツールの取得やプロセスの近代化、事業所の買収または買収の一環として行われた投資、建物 (土地を除く) の建設または取得など。 ・地域計画助成金 (Prime à l'Aménagement du Territoire : PAT) - 地域援助区域 (Zones d'Aide à Finalité Régionale : AFR) に位置する産業や事業の設立、拡張、買収のプロジェクトの投資を支援し、雇用の増大を図る直接投資助成金。 - AFR 区域とは政府、州および地方自治体が 2014 年から 2020 年の間に投資と持続可能な雇用創出を奨励するためのビジネス援助を割り当てることができる分野を定義した、開発が遅れている地域のこと。

⁵⁹ フランスの参考文献：経済・財務省のウェブサイト、競争力クラスターのウェブサイト、Subsidies.frのウェブサイト、国土結束・地方自治体関係省のウェブサイト、les-aides.frのウェブサイト、国民教育・青少年・スポーツ省のウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
	NPO 支援	・青少年社会教育市民活動局（Direction de la jeunesse, de l'éducation populaire et de la vie associative : DJEPVA） - NPO の活性化と発展を支援することを目的に 2005 年 12 月 30 日政令第 2005-1795 号「青少年・スポーツ・地域生活省の中央管理組織に関する政令」により設立。 - 同局は、NPO に関する法令・NPO の横断的組織等について、ウェブサイト을設け、NPO に対して情報提供。
ドイツ ⁶⁰	地域経済構造改革	・ERP 地域振興プログラム - ERP 地域振興プログラムは産業構造の脆弱な地域への投資を支援するもので、対象地域は GRW による構造脆弱地域（欧州委員会の助成地域地図による「特に助成すべき地域（C）」）である。
	州レベルでの取組	・統合的・地方開発構想 - 地域の特性を配慮して地域の住民、団体、機関などステークホルダーが協力し、ネットワークを構築して取り組むものである。各州政府がそれぞれ独自の条件で助成プログラムを実施する。 ・地方ネットワーク - 欧州農業基金(EAFRD)の支援を得た 13 のプロジェクトの情報交換の場。
	州地域開発施策	・産業クラスター - 産業クラスターは特に中小企業の刷新力、競争力の向上を目標とするイノベーション政策の中核をなすものである。 - 支援措置は、CI の刷新プロジェクトの助成、国際化の奨励、州および地方レベルでのクラスターイベントの開催、関連テーマの調査、クラスター管理資格、情報提供など。 ・対話と展望・手工業 2025 - 2017 年に立ち上げたイニシアティブ。 - 専門職人材を地域にとどめ、戦略的に事業を位置づけ、デジタル化が事業チャンスとなるよう支援する。 ・都市開発助成措置 - 州経済省は 1971 年から州内自治体の様々な都市開発プロジェクトを助成している。
	NPO 支援	・公益法人の奨励 - 公益団体の課税義務免除。 - 所得税法上の寄付金の課税免除措置。
アメリカ ⁶¹	産業集積	地域イノベーションクラスター（Regional Innovation Cluster） - イノベーションにつながる資産を特定の地域に集積して強化し、中小企業が効率的に新たなテクノロジーの商品化と新たな市場への進出を遂行することを目的とする。 - 特定の産業のサプライチェーンを構築し、増強するために、民間企業、研究機関、教育機関、金融、政府が協力する枠組みであり、一中小企業の資源、能力、生産能力を超えて革新的なテクノロジーを商品化することを可能にする。現在 10 のクラスターを支援している。
	街づくり・地域おこし支援（農村地域・地域経済開発に関するプログラム）	住宅・地域施設（Affordable and Safe Housing） - 住宅購入のための融資、家族や高齢者向けの低家賃賃貸の建設、必要な住宅修理の提供、また地域の公共施設の建設のための融資など。 経済発展・ビジネスサポート（Economic Development and Business Support） - 農村部の中小企業の開発援助、融資。 - リソースの提供や連邦・州・民間機関の協力促進などを含む。 インフラ投資（Infrastructure Investment） - 水道水や排水、通信接続、電化設備など、農村社会の長期的な成長のための基盤を構築。

⁶⁰ ドイツの参考文献：BMWのウェブサイト、バーデン・ヴュルテンベルク州のウェブサイト

⁶¹ アメリカの参考文献：SBAのウェブサイト、農務省のウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
	NPO 支援	小規模事業者への投資プログラム（Program for Investment in Micro-Entrepreneurs : PRIME） - 小規模事業者の支援を行う NPO に対し、SBA が小規模企業者への投資プログラムの枠組みにおいて助成金を付与する。
中国 ⁶²	産業クラスター	・産業クラスターの発展 - クラスターにおいては中小企業産業（工業）園区、小型微型企業創業革新基地、小型微型企業創業革新集約区を奨励。 - 研究開発プラットフォームを創設し、中小企業向けに技術情報会議を推奨。 - 特別基金の創設により、立地する中小企業の発展を支援。 - 中小企業支援のため金融支援を強化し信用情報共有システムを構築。
	NPO 支援	・非営利団体に対する免税資格認定 - 非営利団体の承認基準、免税資格申請方法と認定手段、免税資格期間(5 年)、免税資格執行条件を規定。

⁶² 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト、民政部のウェブサイト

2.2.5 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業への支援

各国の経済対策は、以下のように数度にわたって対策パッケージとして打ち出されている⁶³。

国・地域名	対策一覧
イギリス ⁶⁴	政府は3月以降、4度にわたり経済対策を発表している。 - 2020年度予算書および予算演説（「第1次対策」3月11日） - 銀行融資に対する保証を中心とした大型対策（「第2次対策」3月17日） - 従業員の給与補償等を含む追加対策（「第3次対策」3月20日） - 経済活動の再開を見据えた景気刺激策（「第4次対策」7月8日）
フランス ⁶⁵	政府は3月以降、3度にわたる補正予算で経済対策を実施している。 - 2020年度第1次補正予算法（「第1次対策」3月23日） - 第2次補正予算法（「第2次対策」4月25日） - 第3次補正予算法（「第3次対策」7月30日）
ドイツ ⁶⁶	連邦政府は、3月以降2度にわたる補正予算を策定、与党連立委員会からの対策と合わせて3度の経済対策が実施されている。 - 2020年度第1次補正予算法、経済安定化基金法（「第1次対策」3月27日） - 与党連立委員会からの経済対策発表（「第2次対策」4月22日） - 第2次補正予算法（「第3次対策」7月3日）
アメリカ ⁶⁷	連邦政府により3月以降、4度にわたり経済対策が策定されている。 - コロナウイルス対策・対応補正予算法（「第1次対策」3月6日） - 家族第一・コロナウイルス対策法（「第2次対策」3月18日） - コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（CARES法）（「第3次対策」3月27日） - 給与保護プログラムおよび医療強化法（「第4次対策」4月24日）
中国	—
イタリア ⁶⁸	イタリア政府により5月以降、3度にわたり対策が実施されている。 - 2020年法令第34号（通称「再出発令」）（Decreto Rilancio）5月13日） - 2020年法令第104号（通称「8月令」）（Decreto Agosto）8月14日） - 2020年法令第137号、第149号（通称「回復令」）（Decreto Ristori）10月27日、その後2021年1月、3月に更新）

⁶³ 各国により調査時点が異なり、2021年3月までの情報を反映できていない可能性がある。

⁶⁴ イギリスの参考文献：イギリス政府のウェブサイト

⁶⁵ フランスの参考文献：フランス政府のウェブサイト

⁶⁶ ドイツの参考文献：ドイツ連邦財務省のウェブサイト、ドイツキリスト教民主同盟（CDU）のウェブサイト

⁶⁷ アメリカの参考文献：アメリカ議会のウェブサイト

⁶⁸ イタリアの参考文献：イタリア政府のウェブサイト

(1) 給付金等

給付金は、幅広い業種、企業規模で利用が可能な施策から、特に深刻な影響が想定される飲食業、宿泊サービス業等を対象とした施策がみられる。

国・地域名	項目	施策概要
イギリス ⁶⁹	雇用維持	一時帰休従業員への給与給付制度(CJRS) - パンデミックによる収益の損失やその他の深刻な影響を被った企業が対象（規模に関係なく利用可）。 - 人員過剰を回避するため、一時帰休された従業員に対して帰休中の賃金の一部（8割、月額最大 25,000 ポンド（約 34.8 万円））を政府が支給する。
	飲食業の雇用維持	Eat Out to Help Out Scheme (EOHO) - ロックアウト期間後に再開する企業が対象、また、消費者に外食への復帰を促すことで、飲食業の雇用を守ることを目的とする。 - 対象となる企業は、顧客に割引を提供するために事前に HMRC に登録する必要があるが、登録企業の飲食代の 50%を政府が負担、週単位で HMRC からの返金を請求できる。
	事業継続支援	事業助成制度 - 以下の助成金提供されている。 ・ 中小企業助成基金 (SBGF) ・ リテール・ホスピタリティ・レジャー事業助成基金 (RHLGF)⁷⁰ ・ 地方自治裁量助成基金 (LADGF)
フランス ⁷¹	事業継続支援	連帯支援基金 (Le fonds de solidarité) - 新型コロナウイルス感染症により、経済的打撃を受けた小規模企業、独立事業主、自営業、自由業の倒産を防ぐために創設された。 - 創設当初は、行政措置により休業となった企業に、ひと月当たり最大 1,500 ユーロを非課税扱いで給付していたが、移動制限措置や外出禁止令等、行政措置の再導入や長期化に伴い、追加措置が講じられ、上記に加え、給付額、売上高や従業員数等の条件を緩和。
ドイツ ⁷²	売上減補填	2020 年 11 月、12 月の緊急支援 - 休業措置の影響を受ける企業が対象。 - 部分的ロックダウンの影響を受ける企業、自営業者、協会、団体組織に対し、前年同期の売上高の 75%が給付される。
アメリカ		—
中国		—
イタリア ⁷³	売上減補填	中小企業の売上損失に対する助成金の支給 - 年間売上高 500 万ユーロ未満の企業ないしは自営業者であり、4 月の売上高が前年同月比 33%以上減少している場合に、助成金が支給される。売上高規模によって、給付率は異なる。 ・ 年間売上高 40 万ユーロ未満の企業・自営業者：20% ・ 年間売上高 40 万ユーロ以上 100 万ユーロ未満の企業・自営業者：15% ・ 年間売上高 100 万ユーロ以上 500 万未満の企業・自営業者：10% 観光業界への支援 - 2020 年 6 月分の売上高が前年同月比 3 分の 2 以下の企業および個人営業を対象として、助成金（個人の場合は最低 1,000 ユーロ、企業ならびに組合組織の場合は最低 2,000 ユーロ）が支払われる。 飲食業界への支援 - 2020 年 3 月から 6 月までの売上高が前年同期間比 4 分の 3 未満の事業者を対象に助成金が支払われ、イタリア国産の原材料を利用した酪農品、食品全般、ワイン製品の購入に充てられる。

⁶⁹ イギリスの参考文献：イギリス政府のウェブサイト、イギリス議会のウェブサイト

⁷⁰ 小売・ホスピタリティ・レジャー産業を対象とする。

⁷¹ フランスの参考文献：公共財政総局のウェブサイト、経済・財務省のウェブサイト

⁷² ドイツの参考文献：経済・エネルギー省のウェブサイト、財務省のウェブサイト

⁷³ イタリアの参考文献：経済財務省のウェブサイト

(2) 支払い等に対する支援

支払い等に対する支援は、家賃等の固定費、保険料の減免や納入猶予、給与支払いの補填などがみられる。

国・地域名	項目	施策概要
イギリス ⁷⁴	疾病手当補償	コロナウイルス法定疾病手当補償制度 - 従業員 250 人未満の中小企業が対象。 - 現在または過去の従業員に支払われた法定疾病手当 (SSP) を事業主に償還するものであるが、新型コロナウイルス関連の SSP では (標準的な 4 日目ではなく) 最初の不就業日から補償を受けられる。 - また、就労不能の理由として、病気だけでなく自主隔離等の人も対象としている。
フランス ⁷⁵	給与支払い補償	一時帰休に係る支援 - 行政措置により休業している等の企業の雇用維持を目的とする。 - 新型コロナウイルス感染症の影響によって就業することのできない一時帰休中の従業員に対し、事業主は給与の 70%を支払う必要があるが、条件を満たす場合に国から補填金 (月額最大 6,927 ユーロ (約 84.5 万円)) を受け取ることができる。
	社会保険料支払い減免	社会保険料の納入期限の延長および支払い免除 - 行政措置により休業となった企業、休業にならずとも売上減少によって資金難にある企業等が対象。 - 雇用主が負担する社会保険料および老齢補足年金の納入期限の延長を認めている。URSSAF に申請することにより、支払いの一部または全額を追徴金なしで延期することが可能である。
ドイツ ⁷⁶	給与支払い補償	短時間労働給付金 - 企業の雇用維持を目的とする。 - 新型コロナウイルスの影響によって企業の業務や作業時間が減った場合、短時間労働となった従業員の給与減少分の一部を政府が補填する。
	固定費	中小企業向けのつなぎ資金 (第一弾～第三弾) - 企業、自営業者、フリーランス、非営利組織の大幅な売上減少の影響の軽減を目的とする。 - 売上高が大幅に減少した企業等を対象に、2020 年 6 月から 8 月まで、9 月から 12 月まで、2021 年 1 月から 6 月までの各月、対象となる固定費の一部が給付される。
アメリカ		—
中国 ⁷⁷	家賃支払い減免	家賃減免奨励 - 中小零細企業が対象であり、家賃負担を減免することを目的とする。 - 以下の主体に対する指導・奨励をする。 ・ 国有の不動産賃貸業者に対して、小微企业 (特に飲食、旅行・宿泊、教育訓練、映画館・劇場、美容院・自由業) の家賃の 3 か月分の減免を奨励する。 ・ 民間の不動産賃貸業者に対して、テナントとの公平な交渉に基づいて、賃貸料の減額または支払いの繰延を奨励する。 ・ 地方政府に対しては、小微企业の家賃負担軽減のため、適切な支援の実施を指示する。工場集積地に立地する創世記の企業に対して家賃の減免措置を奨励する。 ・ 国有銀行に対しては、低利子融資の増額を指導する。
	保険料支払い減免	保険会社への保険料、支払い期間、還付等の優遇奨励 - 保険会社に対して、中小企業に対する優遇策供与の指導するもの。 ・ 中小微企业に対し失業保険料の 3 か月分還付を指導。 ・ 深刻な影響を受けている中小企業に対して、保険料支払い猶予等の措置を講じることを指導。 ・ 深刻な影響を被った労働安全責任保険加入企業に対し保険期間の延長、優遇措置、保険料支払いの猶予を指導。

⁷⁴ イギリスの参考文献：イギリス政府のウェブサイト

⁷⁵ フランスの参考文献：公共財政総局のウェブサイト、労働・雇用・社会復帰省のウェブサイト

⁷⁶ ドイツの参考文献：経済・エネルギー省のウェブサイト、連邦雇用庁のウェブサイト、労働社会省のウェブサイト、財務省のウェブサイト

⁷⁷ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
イタリア ⁷⁸	給与支払い補償	通常給与補助金庫（Cassa Integrazione Ordinaria）等 - 新型コロナウイルスの影響により業務を停止あるいは縮小させた雇用主が対象。 - 従業員の一時的休業時の給与補助を行う「通常給与補助金庫」などの制度に、最大 18 週間まで申請可能。

⁷⁸ イタリアの参考文献：JETROのウェブサイト

(3) 税制面での支援

税制面では、税の減免と納税猶予の他、一時的に非課税とする措置、税還付を早める施策等がみられる。

国・地域名	項目	施策概要
イギリス ⁷⁹	付加価値税減免	サービス業と観光業の一時的な付加価値税の引き下げ - 強制的な閉鎖や社会的な距離措置によって深刻な影響を受けたホスピタリティ事業や観光事業実施する事業者が対象。 - 食料品およびノンアルコール飲料や宿泊施設、イベント施設等の特定の供給品に対して 5%の一時的な割引率を適用することができる。
	付加価値税納税期限延期	サービス業と観光業の一時的な付加価値税の支払い期限の延期 - VAT 登録企業を対象として、キャッシュフローを支援する。 - 2020 年第 2 四半期に期限が到来した付加価値税支払いを延期するもの（自動的に適用されるため申請は不要）。
	固定資産税免除	ビジネス・レート（日本の固定資産税に当たる税だが、不動産所有者ではなく、使用者が支払う義務を負う）の免除 - 小売業、ホスピタリティ、保育所などの影響の大きい部門の事業の支出軽減を目的とする。 - 2020～2021 年のビジネス・レートが免除されるもの（自動的に適用されるため申請は不要）。
フランス ⁸⁰	法人税等納税期限延期	法人税等の分割払いおよび納入期限の延期 - 新型コロナウイルス感染症により、とりわけ大きな影響を受けた零細・中小企業等が対象。 - 法人税、企業付加価値負担金（CVAE）等の納入を最大 36 か月の分割払いにする申請を行うことができる。公共財政総局（DGFiP）に申請して、個別審査を経て適用を受けることができる。
	法人税等早期還付	法人税控除額の早期還付 - 困難な状況にある企業へ資金援助を目的とする。 - 映画作品制作、ライブの音楽、ビデオゲーム制作等、特に困難な状況にある分野に適用される。
	賃貸料放棄に対する税額控除	商業施設の賃貸料放棄に関する家主の税額控除 - 行政措置によって休業となった企業および活動制限により、とりわけ大きな影響を受けた企業が賃借している商業施設について、家主がその賃料を放棄した場合、その金額に対して税額控除を受けることができる。
ドイツ ⁸¹	付加価値税減免	付加価値税率の引き下げ - 時限措置として、付加価値税率を 19%から 16%へ、軽減税率を 7%から 5%へ引き下げた。
	納税期限延期	納税期限の延期 - 所得税、法人税、輸入売上税、付加価値税、車両税等の納税期限を延長することができる。
	法人税等早期還付	前納金の減額と税還付の前倒し - 企業、自営業者、フリーランスは、前年度と比べて今年度が減収となることが明らかになった場合、所得税および法人税の前納金の減額を申請することができる。 - また、流動性を高めるため、手続きを簡素化し、還付を前倒しする。
	一時金支払い分非課税	従業員に対する一時金を非課税 - 雇用主が従業員に対して一時金を支払う場合、1,500 ユーロまで非課税とする。
	納税保留	納税遅延に対する追徴税の保留措置 - 新型コロナウイルスによる影響を直接的に受けており、納税が遅延した場合でも 2020 年 12 月 31 日までは追徴税を保留とする。

⁷⁹ イギリスの参考文献：イギリス政府のウェブサイト、イギリス議会のウェブサイト

⁸⁰ フランスの参考文献：公共財政総局のウェブサイト、税務当局のウェブサイト、URSSAFのウェブサイト、経済・財務省のウェブサイト

⁸¹ ドイツの参考文献：経済・エネルギー省のウェブサイト、財務省のウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
アメリカ ⁸²	給与税の納税額の税額控除	雇用維持税額控除 (Employee Retention Credit) - 従業員の雇用維持を目的とした税額控除制度であり、企業の事業規模は問われない。 - 従業員に支払った給与を対象として給与税の納税額と相殺される (超過する場合には前払いで受け取ることが可能)。 - ただし給与保護プログラムの適用を受けた場合には控除の対象とはならない。
	給与支払い分の税額控除	新型コロナウイルスの影響による有給休暇分の給与の税額控除 (Paid Sick and Family Leave Credit) - 家族第一コロナウイルス対策法の成立を背景に、新型コロナウイルスに関連する有給休暇の付与が義務付けられた従業員 500 人未満の企業が対象であり、従業員の雇用を維持し、新型コロナウイルスに関連して有給休暇を取得できるようにすることを目的とする。 - 新型コロナウイルス感染症に関連して休暇を取った従業員に対し、有給病欠休暇の付与が義務付けられているが、雇用主が負担した給与相当額について、税額控除を受けることができる。
	給与税の納税延期	雇用主負担の給与税の繰延 (Deferral of Employment tax deposits) - すべての雇用主を対象としており、企業の規模に関する基準はない。 - 雇用主が負担する給与税納税の繰延を認め、繰り延べた額の 50% を 2021 年末まで、残額を 2022 年末まで納税期限を遅らせることができる。
中国 ⁸³	付加価値税減免	納税に係る優遇支援 - 小規模企業を対象とした納税を減免することを目的とする。 - 深刻な影響を被った湖北省の小規模企業 (含む自営業者) に対し増値税 (VAT) を免除し、その他の地域に対しては、増値税税率を 3% から 1% まで引き下げる。
イタリア ⁸⁴	地方生産税減免	地方生産税支払い義務の免除 - Irap と呼ばれる地方生産税 の 2019 年の残高の支払いおよび 2020 年前払い分を免除する。2020 年 6 月の地方生産税の支払い免除は、年間売上高 2 億 5,000 万ユーロ未満の企業および自営業者を対象とした。免除額の合計は約 40 億ユーロに相当する (なお、銀行、保険会社、行政および公的機関は免除の対象ではない)。
	増資に対する税額控除	中小企業の資本強化並びに財務支援 - 年間売上高が 500 万ユーロ以上 5,000 万ユーロ未満の企業であり、2020 年売上高が前年比より 33% 以上減少している場合は、2020 年 12 月 31 日までに増資並びに財務支援のための減税措置が適用される。 - 有償増資の場合は、現金引当金額上限 200 万ユーロまで、20% の税額控除が適用される。損失が純資産の 10% を超える場合、増資の 30% まで、50% の税額控除が適用される (上限は 80 万ユーロ)。 - 年間売上高 1,000 万ユーロ以上 5,000 万ユーロ以下の企業であり、2020 年末までに 25 万ユーロ以上の増資を行う場合、「Patrimonio PMI」(中小企業遺産ファンド) と呼ばれる州による中小企業共同投資 (増資の最大 3 倍、2019 年の売上高の 12.5% を超えない場合) ファンドを利用できる。
	支出に対する税額控除	コロナ対策のための労働環境適応処置への支出に対する税控除 - 一般に公開されている場所での活動が必要な事業、芸術分野に従事する自営業者、非営利団体や財団、およびその他の民間企業において、コロナ対策を目的とした衛生管理のための支出を対象とした税控除。2020 年に発生した費用の最高 60% まで、そして最高 8 万ユーロまでの支出に対して税控除が適用される。

⁸² アメリカの参考文献：内国歳入庁 (IRS) のウェブサイト

⁸³ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト

⁸⁴ イタリアの参考文献：経済財務省のウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
	支出に対する税額控除	個人用保護具（PPE）の購入および衛生管理のための支出の税控除 - 芸術分野に従事する自営業者、非営利団体、宗教団体を対象として、個人用保護具並びに衛生管理のための支出に対する税控除。2020 年に発生した費用の最高 60%まで、および最大 6 万ユーロまでの支出に対して税控除が適用される。 - 個人の場合は最低 1,000 ユーロ、複数の団体の場合は 2,000 ユーロの助成金が支払われる（8 月令により更新）。

(4) 金融面での支援

金融面での支援は、緊急性を伴う資金繰り支援を目的とするため、対象を広めに設定した資金提供がみられる。

国・地域名	項目	施策概要
イギリス ⁸⁵	各種ローンの政府保証	コロナウイルス事業中断融資制度（CBILS） - すべての業種の中小企業が対象、英国政府のコロナウイルス支援パッケージの一部で、中小企業が必要に応じて融資を受けられるようにするもの。 - 以下のような幅広いビジネスファイナンスをサポートしており、最大 500 万ポンドの融資等を受けられる。融資は政府保証（資金の 80%を政府が保証、最初の 12 か月分の利子と手数料を支払う）が付く。 ・ タームローン ・ 当座貸越 ・ インボイス・ファイナンス ・ アセット・ファイナンス
	緊急的資金供給	バウンス・バック・ローン制度（BBLs） - あらゆる業種の中小企業およびあらゆる規模の企業が対象、CBILS を補完し、緊急的資金(emergency cash)をより迅速に提供することを目的とする。 - BBLs は CBILS よりも迅速に企業に緊急的資金を提供するために創設された。
	資金調達支援（スタートアップ向け）	フューチャー・ファンド - テクノロジー、ライフサイエンス、クリエイティブ産業の分野において、スタートアップを含む中小企業が対象。 - 新型コロナウイルスの影響により資金調達が困難な企業に、12.5 万ポンドから 500 万ポンドの転換融資（株式に転換可能な貸付金：convertible loans）が提供された。
フランス ⁸⁶	各種ローンの政府保証	公的保証融資（PGE） - 企業の資金繰り支援を目的とする。企業の規模や形態（企業、自由業、独立事業主等）に関する制限は設けていない。 - 新規の銀行融資について、総額 3,000 億ユーロの公的保証を付与している。
ドイツ ⁸⁷	各種ローンの政府保証等	ドイツ復興金融公庫（KfW）による特別プログラム 2020 - 企業の特性によって、以下の 3 つの枠組みの融資が用意されている。 ・ ERP スタートアップ一般融資：設立 5 年以下の企業を対象（中小企業向けには 90%の保証を付与） ・ KfW 企業家融資：設立 5 年以上の企業を対象（同上） ・ シンジケートローンへの参加：中堅企業および大企業が対象
	運転資金供給	ドイツ復興金融公庫（KfW）迅速融資 2020 - 一時的に困難な状況にある中小企業および大企業に対し、資金繰りを支援する目的とする。 - 事業を継続するために必要なもの、例えば機械や設備の調達、賃料や人件費等の運転資金に使用することができる。KfW が 100%保証することから、取引銀行による審査は不要であり、迅速に融資が実行される。金利は一律 3.00%である。

⁸⁵ イギリスの参考文献：イギリス政府のウェブサイト、イギリス議会のウェブサイト

⁸⁶ フランスの参考文献：公共財政総局のウェブサイト

⁸⁷ ドイツの参考文献：経済・エネルギー省のウェブサイト、ドイツ復興金融公庫（KfW）のウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
アメリカ ⁸⁸	運転資金供給	経済安定化基金（WSF） - 倒産が生じた場合、ドイツ経済、技術面における国家主権、安定供給、必要不可欠なインフラ、労働市場に多大な影響を与えうる企業を対象に、資本基盤を強化すると共に資金繰りの問題を解消することにより、経済の安定化を図ることを目的とする。 - 総額 6,000 億ユーロの経済安定化基金（WSF）は以下の 3 つの枠組みがある。 ・ 企業の借り換え支援のための政府保証枠（総額 4,000 億ユーロ） ・ 企業の資本増強のための与信枠（総額 1,000 億ユーロ） ・ ドイツ復興金融公庫（KfW）による特別プログラムへのつなぎ融資のための与信枠（総額 1,000 億ユーロ）
	各種ローンの政府保証	保証の拡充 - 中小企業、零細企業、自営業者の資金繰りを支援することを目的とする。 - すべてのセクターの中小企業、零細企業、自営業者が対象であり、運転資金および調達（投資）のための融資に対する保証を拡充する保証限度額がこれまでの 125 万ユーロから 250 万ユーロへ引き上げられたと共に、連邦政府のリスクシェアが 10%引き上げられた。
	給与支払い補償	給与保護プログラム（Paycheck Protection Program: PPP） - 中小企業、個人事業主、フリーランス、基準を満たす非営利団体等が対象であり、事業継続および雇用継続を目的とする。 - 給与および給与税を支払うべき従業員を雇用していた場合に申請することができる中小企業向けの融資プログラムである。融資の形態をとっているものの、要件を満たすことができれば融資の全額または一部の返済が事後的に免除される仕組みである。人件費として支払われた金額はその全額、その他の費用は融資額全体の 40%以内であれば免除される。
	各種支払い補償	COVID-19 経済損害・災害ローン（COVID-19 Economic Injury Disaster Loans: EIDL） - SBA が定める中小企業としての従業員数の要件を満たす中小企業、農業関連事業者、非営利団体が対象であり、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ履行できていた債務の支払いや事業費の支払いを可能にすることを目的とする。 - 返済が不要である緊急資金（EIDL アドバンス）の申請も併せて行うことができる。従業員一人につき 1,000 ドル、一事業者あたり最大 1 万ドルの給付金を申請から 3 日以内に受け取ることができる。
	運転資金供給	エクスプレス・ブリッジ・ローン - 中小企業が対象であり、一時的な収入減少に直面する事業者の EIDL の融資が承認されるまでのつなぎ融資の確保を目的とする。 - SBA エクスプレス・レンダーと既に取り引のある中小企業が最大 25,000 ドルの融資を速やかに受け取ることができるプログラムである。
	債務返済等免除	債務救済措置 - SBA の 7(a)⁸⁹、504⁹⁰、マイクロローン融資を受けている事業者が対象であり、元本、金利、手数料の返済・支払いの負担を免除することを目的とする。 - この措置を受けるための申請は不要であり、貸し手である金融機関は 6 か月間、借り手の事業主ではなく、SBA から返済を受ける。

⁸⁸ アメリカの参考文献：SBAのウェブサイト、財務省のウェブサイト

⁸⁹ The Small Business Administration (SBA) 7(a)とは、中小企業法（Small Business Act）第7(a)条に由来して名付けられたものであり、中小企業法第7(a)条は、SBAによる融資と融資保証を可能にする。

⁹⁰ 504融資プログラムとは、中小企業に、主要な固定資産（不動産、建物、設備など）購入のための長期固定金利融資を提供するもので、商業金融機関が資本の最大 50%を提供（優先担保付き）、CDC（公認開発公社）が資本の最大40%を提供（SBAによる100%保証債務証書と第2順位担保付き）、借り手である中小企業が少なくとも10%を担保として提供。

国・地域名	項目	施策概要
中国 ⁹¹	各種ローンの政府保証等	金融機関に対する指導および奨励 - 中小零細、自営業者企業を対象とした貸付け等。 - 金融機関に対して、以下を指導・奨励する。 ・ 小規模企業に対して貸付の増加等の一層の金融支援強化を指導する。 ・ 中小企業に対して、貸付金利の提言と緊急融資を奨励、貸し渋りが発生しないよう指導を強化する。 ・ 自営業者への債務償還の繰延、無利子による貸付を奨励し、自営業者向けに 3 千億元の低金利ローン枠を与える。 ・ 経営内容の良い小規模企業に対して、社債の発行を促し、公募により獲得した資金のうち 40%までを流動資金に充当することを認め、社債発行手続き簡素化に向けた支援を行う。 ・ 深刻な影響を受けた卸小売・旅館・飲食・物流・文化・旅行等の業界における中小企業、小規模企業に対して、貸し渋りを禁じ償還困難なローンの返済期間の繰延および利息の低減、無担保融資、政府保証による融資等を指導する。
イタリア ⁹²	資本増強支援	企業の資本強化支援（「資本再出発」） - 金融、保険関連の企業を除く年間売上高 5,000 万ユーロ以上の企業で、危機的状況にありながら、回復の見込みのある企業を対象とした資産増加（預金およびローン基金）の支援。 - 基金にアクセスするには特定の調査が必要であり、通常は複数の出資者がいることが条件となっている。 - 調査では、企業のリストラ施策、技術開発、重要かつ戦略的なインフラストラクチャー、戦略的な生産サプライチェーン、環境の持続可能性などが調査項目となる。
	借り換え促進	Nuova Sabatini（ニュー・サバティーニ） - 中小企業の投資促進を目的したリファイナンスに対する支援。 - インダストリー4.0 分野における政府の支援基金であり、5 年間のローンで計算された利息額に相当する金額を補助。

⁹¹ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト

⁹² イタリアの参考文献：経済財務省のウェブサイト

(5) その他の支援

その他の支援では、EU において、国家援助措置を例外的に認める暫定的な枠組みがとられている。そのほか、中国における物品調達支援などがみられる。

国・地域名	項目	施策概要
EU ⁹³	国家援助措置のための暫定的枠組み	COVID-19 大流行における経済支援のための国家援助措置のための暫定的枠組み - 現在の例外的な状況においては、国家援助の利用が認められるとして、COVID-19 の発生により経済的困難に直面している市民および企業、特に中小企業を支援するために、加盟国が迅速かつ効果的な行動をとることを可能にするメカニズムを創設する。 - 「暫定枠組み」は、突然の資金不足や流動性の欠如に直面した事業者に対して、一時的に限られた金額の援助を認める。 ・ 直接補助金 ・ 税務上および支払い上の優遇措置他（例えば、前払金） ・ 保証 ・ ローン ・ 資本
	既存制度の活用	コロナウイルス対応投資イニシアティブ（CRII）およびコロナウイルス対応投資イニシアティブプラス（CRII+） - 危機を緩和するために個々の加盟国が EU の結束政策を動員する。 - コロナウイルス対策投資イニシアティブ（CRII）パッケージは、危機への迅速な対応を可能にするため、構造基金の支援範囲を拡大し、即時の流動性を提供する。 - コロナウイルス対策投資イニシアティブプラス（CRII+）パッケージは、欧州構造基金(European Structural Fund)および欧州投資基金(European Investment Funds)からの支援を最大限に動員できるよう柔軟性を導入することで、CRII を補完する。
	失業リスク緩和支援	緊急時失業リスク緩和支援（SURE） スキーム - 失業リスク軽減を目的とする。 - 雇用維持のための公的支出の急増に対処するため、加盟国に貸付の形で総額 1,000 億ユーロまでの財政支援を提供する。すべての加盟国はこれを利用することができる。加盟国は、企業が労働時間を一時的に短縮した場合、労働しなかった時間について収入面での支援を提供する。
イギリス		—
フランス		—
ドイツ		—
アメリカ		—
中国 ⁹⁴	情報化に係る支援	情報化に係る支援 - e コマースやデジタル技術を活用する中小企業を対象に、技術の活用の促進と新しいビジネスの創出を支援することを目的とする。 - コロナ禍におけるプラットフォームサービス料金の削減、オンライン操作支援の強化、モバイル決済等の新しい運用モデル構築を支援するとした。
	紛争や技術に係る支援	法規、技術関連支援 - コロナ禍における中小企業支援を目的として、各地方政府に対し通達するもの。 - 工商協会や弁護士協会の機能を活用して、コロナ禍での契約や債務に係る企業間の紛争、給与や休暇に係る対立や紛争に関して、相互理解・相互共助の視点で解決するよう提唱した。中小企業の行政手続き等に係る費用の減免、および OJT 費用への補助等を推奨した。自営業者に対し光熱費の減額を推奨し、費用滞納時の供給停止を防ぐ。

⁹³ EUの参考文献：欧州委員会のウェブサイト

⁹⁴ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト

国・地域名	項目	施策概要
	物品調達支援	物品調達支援 - 中小企業の事業継続・生産再開の支援を目的とする。 - 労働者の復帰、材料や電気・エネルギーの調達、マスクなどの感染防護用品提供等の支給を支援する。感染防護資材調達のための手当の支給を指導する。
イタリア		—

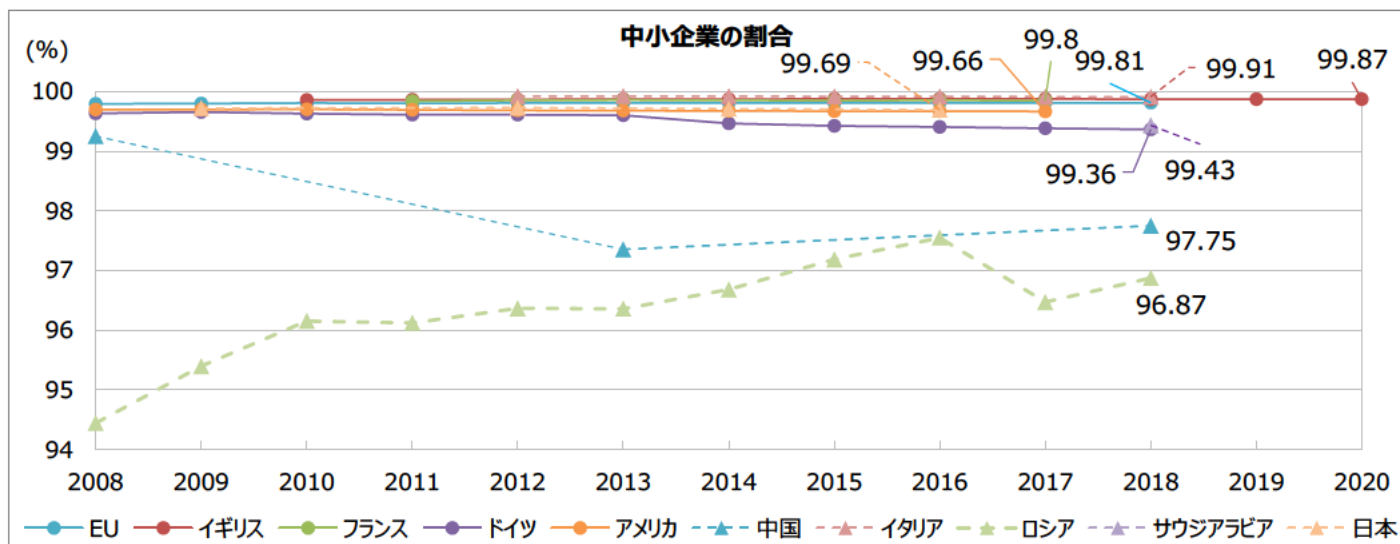
3 中小企業実態の国別比較

ここでは各国の統計値を1つのグラフで表している。国によって「中小企業の定義（20-21 ページ参照）」を始めとして各種用語の定義が異なるため、見た目の数値の大小を単純に比較できない点に留意する必要がある。

3.1 全企業数に占める中小企業の割合

中小企業の定義により、差異はあるものの、多くの国で中小企業が99%以上を占めている。

図表 1 全企業数に占める中小企業の割合



※EUの値は、金融業を除く。

※イギリスの値は、行政機関および非営利団体を除く。

※フランスの値は、2011～2016年は金融を除く、2017年は金融（ホールディングスを除く）および行政機関を除く。

※中国の値は、「規模以上」工業企業である。

※ロシアの値は、金融機関、公共企業、地方自治体が所有する組織、農業者、個人起業家を除く。

※サウジアラビアの値は、工業企業である。

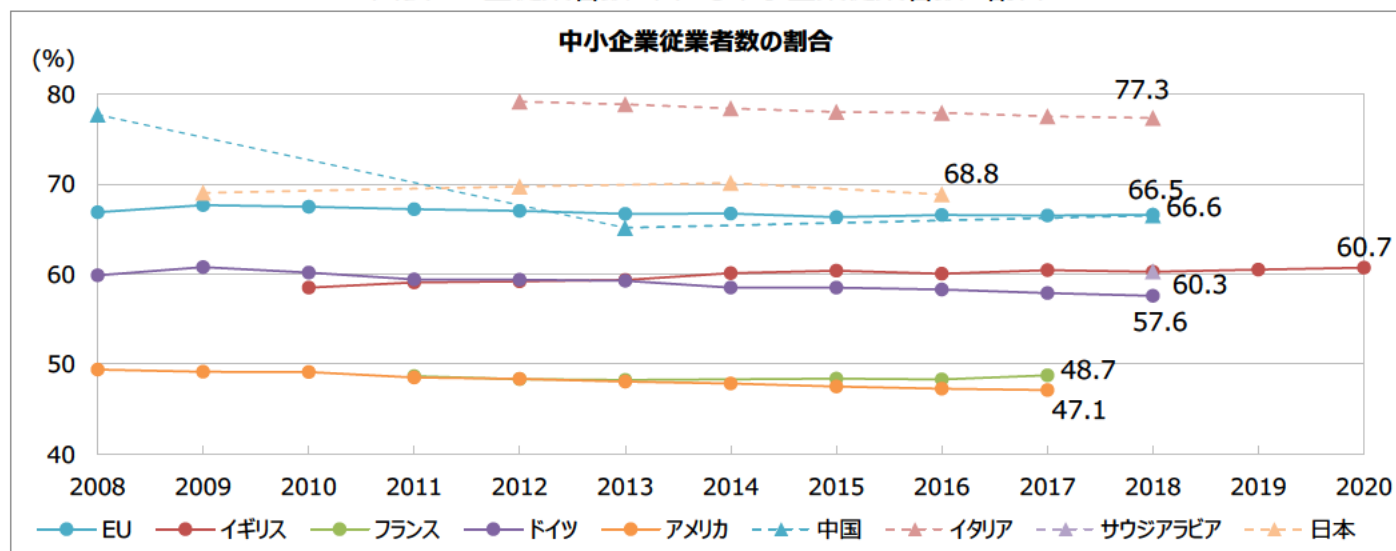
※日本の値は、1次産業を除く。

データの出所	
EU	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局「中小企業パフォーマンスレビュー」、Eurostat「構造的企業統計」（欧州連合加盟各国が保有する企業等の税務情報、national registers等）
イギリス	ビジネス・エネルギー・産業戦略省「イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース」
フランス	公的投資銀行（BpiFrance）「中小企業報告書—中小企業の発展に関する報告書」
ドイツ	ボン中小企業研究所「ビジネスレジスターによる産業区分別中小企業（IfM定義）」
アメリカ	中小企業庁助成政策審議局「中小企業経済活動2012」
中国	国務院全国経済センサスグループ事務局「全国経済センサス」
イタリア	イタリア国立統計研究所「企業構造統計」
ロシア	連邦国家統計局「企業の構造統計」「ロシアの中小企業」
サウジアラビア	サウジアラビア王国統計庁「工業活動の調査」
日本	中小企業庁「中小企業庁白書」（総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」を再編加工した値）

3.2 全従業者数に占める中小企業の従業者数の割合

従業者数の割合には、企業数の割合と比較して、相対的のその割合は低くなっている。60%台を中心として、国ごとに割合が異なる。

図表 2 全従業者数に占める中小企業従業者数の割合



※EUの値は、金融業を除く。

※イギリスの値は、行政機関および非営利団体を除く。

※フランスの値は、2011～2016年は金融を除く、2017年は金融（ホールディングスを除く）および行政機関を除く。

※中国の値は、「規模以上」工業企業である。

※日本の値は、1次産業を除く。

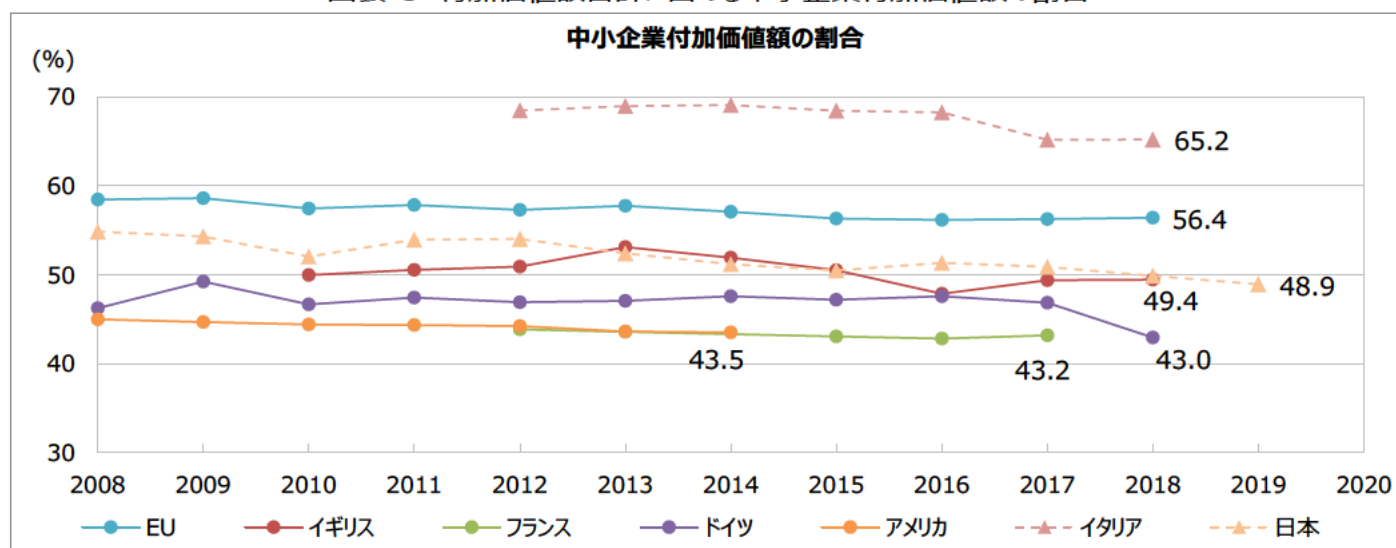
従業者数の定義	
EU	User Guide to the SME definition のガイドラインによれば、従業者は、その企業に従事しており、国内法において従業者とみなされる人々。研修生や職業訓練中の学生、育児休暇中の雇用者は含まれない。 Eurostat は「雇用者数」の定義として、「雇用主のために働き、雇用契約を結び、賃金、給料、手数料、謝礼、出来高払い、現物報酬の形で報酬を受け取る人」としている。ただし、労働者派遣による従業者は含まれない。
イギリス	従業者数：雇用者（企業と雇用契約を結んでおり、賃金もしくは給料を貰い受けているその企業で勤務する人々）に自営業者（経営者により事業が実施されている）を加えた数。
フランス	従業者数：フルタイム換算した雇用者数。
ドイツ	従業者：社会保険の加入義務を負っている被雇用者。疾病保険・年金保険・介護保険の加入義務者および労働促進法に基づいて支払わなければならない分担金の義務者、または同法に基づいて雇用主が支払わなければならない分担金の対象者となるすべての被雇用者（職業訓練生を含む）が含まれる。
アメリカ	被用者数：直近 12 ヶ月の各給与支払期間に雇用された者の平均人数。給与支払台帳に記載のある者は、すべて被用者である。ただし、事業が 12 か月未満企業の被用者数は、事業を行った期間の平均とする。
中国	明記されていない。
イタリア	従業者：企業で働く個人、自営業者、パート、研究生、一時休業者（病気、停職等のため）、オーナー経営者、報酬並びに利潤分配を受ける共同組合組合員、無給従業者、事務職、産業労働者。
ロシア	—
サウジアラビア	従業者：有給または無給で、事業体で実際に働く全個人（サウジアラビア人および外国人）。更に、事業所有者、所有者の親戚、および従業者を含む。フルタイムまたはパートタイム、常用労働者か臨時労働者か、男性か女性か、日ごと、週ごと、月ごとなど支払頻度は問わない。労働者には、合資会社のパートナーやメンバー、取締役会の議長やダイレクター、有給休暇中の労働者も含まれる。
日本	従業者数：会社および個人の従業者総数。会社以外の法人および農林漁業は含まれていない。

データの出所	
EU	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局「中小企業パフォーマンスレビュー」、Eurostat「構造的企業統計」（欧州各国が保有する企業等の税務情報等）
イギリス	ビジネス・エネルギー・産業戦略省「イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース」
フランス	公的投資銀行（BpiFrance）「中小企業報告書—中小企業の発展に関する報告書」
ドイツ	ボン中小企業研究所「ビジネスレジスターによる産業区分別中小企業（IfM 定義）の社会保険加入義務従業者数」
アメリカ	中小企業庁助成政策審議局「中小企業経済活動 2012」
中国	国務院全国経済センサスグループ事務局「全国経済センサス」
イタリア	イタリア国立統計研究所「企業構造統計」
ロシア	—
サウジアラビア	サウジアラビア王国統計庁「中小企業の調査」
日本	中小企業庁「中小企業庁白書」（総務省「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」を再編加工した値）

3.3 付加価値額合計に占める中小企業付加価値額の割合

付加価値額の総額に占める中小企業の割合は、多くの国が 50%前後で推移しており、大きな変化はみられない。

図表 3 付加価値額合計に占める中小企業付加価値額の割合



※EU の値は、金融業を除く。

※イギリスの値は、金融業を除く。

※フランスの値は、2011～2016 年は金融を除く、2017 年は金融（ホールディングスを除く）および行政機関を除く。

※日本の値は、金融業、保険業を除く。

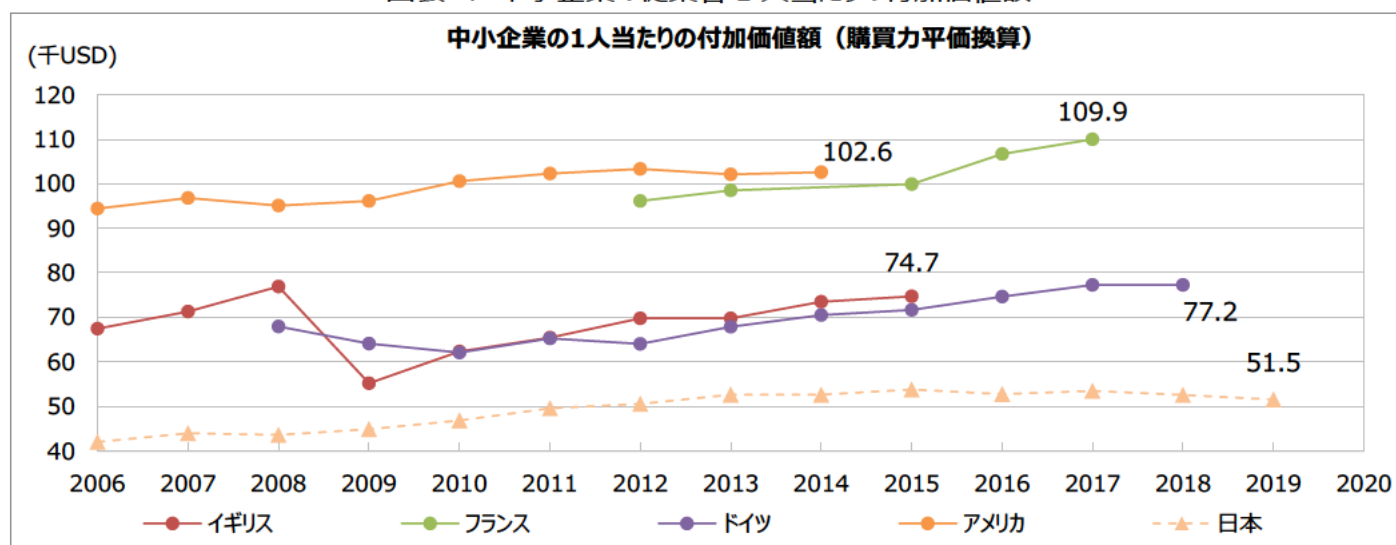
付加価値額の定義	
EU	Eurostat によると、要素コストでの付加価値とは、営業補助金や間接税を調整した後の営業活動による総収入のこと。価値調整（減価償却費など）は差し引かれない。
イギリス	Eurostat によると、要素コストでの付加価値（Value added at factor costs）とは、営業活動から得られる総収入に営業補助金や間接税を調整したもの。価値調整額（減価償却費など）は差し引かれない。
フランス	明記なし。
ドイツ	要素費用の粗付加価値（市場価格ベースの粗付加価値から間接税と補助金を引いたもの）。
アメリカ	付加価値額 = GDP
中国	—
イタリア	付加価値額は、以下の項目の合算額である。 売上高 + 資本化された生産高 + その他の他営業利益 + 株価の増減 - 物品の購入 - 売上高に連結し、控除対象の物品に課税される税金 - 生産高に連結している関税や税金
ロシア	—
サウジアラビア	—
日本	付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益

データの出所	
EU	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局「中小企業パフォーマンスレビュー」、Eurostat「構造的企業統計」（欧州各国が保有する企業等の税務情報等）
イギリス	Eurostat「構造的企業統計」
フランス	公的投資銀行（BpiFrance）「中小企業報告書—中小企業の発展に関する報告書」
ドイツ	ドイツ連邦統計局「GENESIS オンラインデータバンク」
アメリカ	中小企業庁助成政策審議局「中小企業の GDP 1998-2014 年」
中国	—
イタリア	イタリア国立統計研究所「企業の競争力」
ロシア	—
サウジアラビア	—
日本	財務総合政策研究所「法人企業統計調査」

3.4 中小企業の従業者 1 人当たりの付加価値額

中小企業の従業者 1 人当たりの付加価値額は、多くの国において増加傾向である。

図表 4 中小企業の従業者 1 人当たりの付加価値額



※OECD.stat (<http://stats.oecd.org/>) で公開されている各年の US ドルに対する購買力平価（Purchasing Power Parities for GDP, National currency per US dollar）にもとづき換算した値である。

※イギリスの値は、金融業を除く。

※フランスの値は、2011～2016 年は金融を除く、2017 年は金融（ホールディングスを除く）および行政機関を除く。

※ドイツの値は、中企業の値を採用している。

※日本の値は、金融業、保険業を除く。

従業者 1 人当たりの付加価値額の定義

EU	—
イギリス	従業者 1 人当たり付加価値額 = 付加価値額 / 従業者数
フランス	中小企業（零細企業を含む）：従業者 1 人当たり付加価値額 = 付加価値額 / 従業者数
ドイツ	従業者 1 人当たりの付加価値額 = 要素費用の総付加価値 / 従業者数
アメリカ	従業者 1 人当たりの付加価値額 = GDP / 被用者数
中国	—
イタリア	—
ロシア	—
サウジアラビア	—
日本	従業者 1 人当たり付加価値額 = 付加価値額 / 従業者数

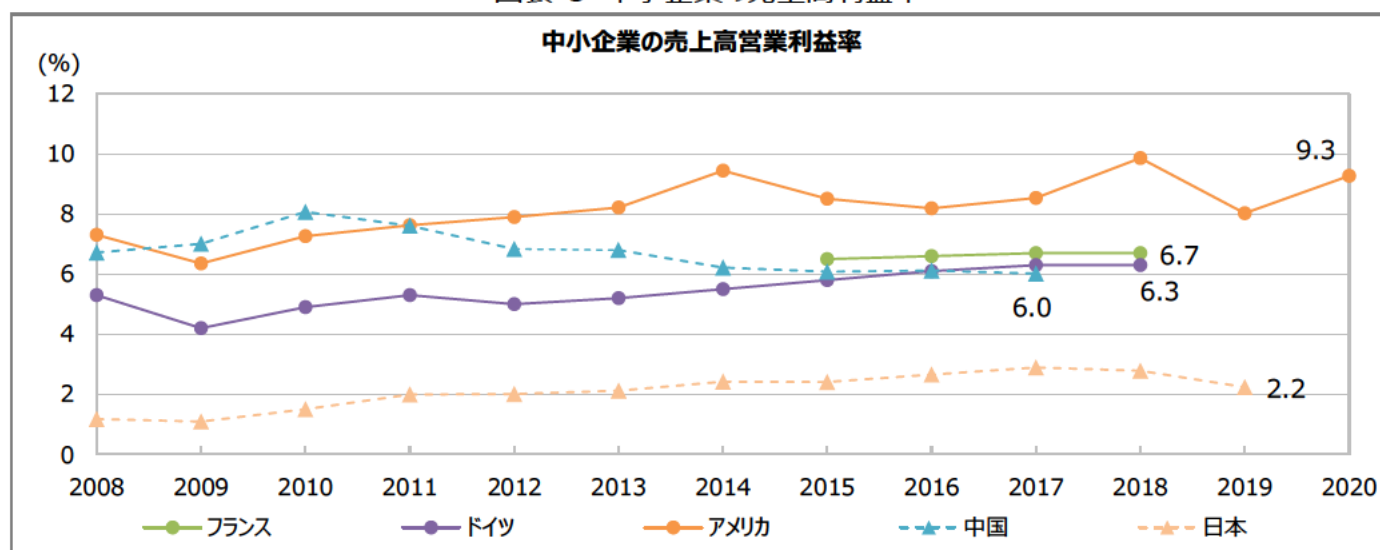
データの出所

EU	—
イギリス	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局「中小企業パフォーマンスレビュー」、Eurostat「構造的企業統計」（欧州各国が保有する企業等の税務情報等）
フランス	公的投資銀行（BpiFrance）「中小企業報告書—中小企業の発展に関する報告書」
ドイツ	ドイツ連邦統計局「GENESIS オンラインデータバンク」
アメリカ	中小企業庁助成政策審議局「中小企業の GDP 1998-2014 年」
中国	—
イタリア	—
ロシア	—
サウジアラビア	—
日本	財務総合政策研究所「法人企業統計調査」

3.5 中小企業の売上高営業利益率（収益性）

中小企業の売上高営業利益率は、近年では6～10%に分布している。

図表 5 中小企業の売上高利益率



※フランスの値は、営業総余剰/売上高である。金融（ホールディングスを除く）および行政機関を除く。

※ドイツの値は、税引前利益率である。

※アメリカの値は、中小製造業であり、各年第3四半期の値である。

※中国の値は、「規模以上」工業企業である。

※日本の値は金融業、保険業を除く。

売上高営業利益率（収益性）の定義	
EU	—
イギリス	—
フランス	フランス銀行が発表している営業総余剰の売上高に占める割合。 営業総余剰＝付加価値税を除く売上高（商品の販売＋商品の生産販売＋サービスの製造販売）＋ストック生産＋資産化された生産＋営業補助金－商品の購入費－棚卸資産の増減（商品－原材料等の購入費－棚卸資産（原材料・貯蔵品）の増減額－その他の仕入・外注費＋外部人件費＋設備リースレンタル＋不動産賃貸－賃金・給与－社会保障費－外部関係者のための費用－税金とそれに類する支払い＋その他の営業利益－その他の営業費用
ドイツ	税引前利益率＝経常利益（経常損失）から特別利益を加え、特別損失を差し引いた利益
アメリカ	売上高営業利益率＝営業による利益（損失）／売上高（純利益、収入および営業収益）
中国	明記されていない
イタリア	—
ロシア	—
サウジアラビア	—
日本	売上高営業利益率＝営業利益／売上高

データの出所	
EU	—
イギリス	—
フランス	フランス銀行（FIBEN）
ドイツ	ドイツ連邦銀行「事業決算統計（推定値）2020年12月 統計特別シリーズ」
アメリカ	商務省「四半期財務報告」
中国	国家統計局「中国工業統計」、国家統計局のデータバンク
イタリア	—
ロシア	—
サウジアラビア	—
日本	財務総合政策研究所「法人企業統計調査」